

労働保険のしおり

令和7年4月1日現在

- 労働保険の加入手続
- 労働保険料の申告・納付
- 労災保険のメリット制
- 労災保険の特別加入制度
- 労働保険事務組合制度
- 石綿健康被害救済のための一般拠出金
- 労働保険料および一般拠出金の口座振替について
- 労働保険の電子申請について
- 労災保険の給付
- 雇用保険の被保険者と適用
- 雇用保険の失業等給付
- 雇用保険二事業

岩 手 労 働 局
労 働 基 準 監 督 署
ハローワーク公共職業安定所

目 次

労働保険関係

労働保険の加入手続	4
労働保険料の申告・納付	10
労災保険のメリット制	12
労災保険の特別加入制度	14
労働保険事務組合制度	16
石綿健康被害救済のための一般拠出金	21
労働保険料および一般拠出金の口座振替について	22
労働保険の電子申請について	23

労災保険関係

労災保険制度	26
労災給付の種類	27
労働基準監督署等一覧	35

雇用保険関係

雇用保険制度	38
雇用保険の被保険者	40
雇用保険の適用関係各種届出等	43
雇用保険の失業等給付	45
雇用保険二事業	48
公共職業安定所（ハローワーク）等一覧	49

別 表

別表1 労災保険における役員・同居の親族の適用範囲（例示）	52
別表2 雇用保険における役員・同居の親族の適用範囲（例示）	53
別表3 労災保険対象労働者の範囲	54
別表4 雇用保険対象被保険者の範囲	55
別表5 労働保険料算定に係る賃金の範囲	56
別表6 労務費率表（一括有期事業を行う事業主の皆さまへ～事務手続変更のお知らせ）	57
別表7 労災保険率表	58
別表8 第二種特別加入保険料率表・第三種特別加入保険料率表	59
別表9 雇用保険率表	60

労働保険とは このような制度です！

労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っているならば、その事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

労災保険とは

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、疾病に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡した場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。



雇用保険とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。



事業主の皆様へ

この冊子は、労働保険制度の内容をできるかぎりわかりやすくまとめたものです。

労働保険に係る事務処理については、原則として事業主が行うことになっています。

本冊子により、労働保険制度をよく理解され、手続きされるようお願いいたします。

●内容については、法改正等により変更されることがありますので、詳細は、岩手労働局・労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

●相談・お問い合わせ先は、

岩手労働局総務部 労働保険徴収室	TEL019-604-3003	
〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第2合同庁舎 5階		

◎労働保険料は定められた期間内に納付しましょう。

◎届書は正確に記入し、期限内に提出しましょう。

労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で!!

◎ 労働保険に関する申請や届出について、書面での手続ではなく「**電子申請**」を使うことで、インターネットを経由して「カンタン・便利に」手続きできます。

（参照）岩手労働局ホームページ

ホーム > 労働保険 > ●電子申請 > ▶労働保険関係の電子申請について

◎ 自宅やオフィスなどから、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」サイトにアクセスし、24時間いつでも申請や届出ができます。

・まずは、厚生労働省ホームページから、「労働保険の電子申請」でサイト内検索

・e-Gov ウェブサイトへアクセス

（電子申請の総合窓口サイト「e-Gov（イーガブ）」電子申請利用案内へ）

<http://www.e-gov.go.jp>

・『事前準備ガイドBOOK』などの各種マニュアルもご用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

・公的個人認証（いわゆる事業主のマイナンバーカード）及び法人共通認証基盤（プライム又はメンバーのGビズID）を利用すれば、電子証明の取得及び更新に係る費用は不要となります（GビズIDでは一部電子申請ができないものがあります。詳細は24ページをご確認ください。また、メンバーが申請する場合には、別途「代理人選任届」の提出が必要となります）。

労働保険関係

労働保険の加入手続

●加入手続の方法

労働保険に加入するには、まず労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所に提出します。そして、その年度分の労働保険料（保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額）を概算保険料として申告・納付していただくことになります。

なお、保険関係成立届及び概算保険料申告書の記入方法については記入例 1（6～7 ページ）を参照してください。

※保険関係成立届、概算保険料申告書の提出先等

I. 一元適用事業の場合

① 保険関係成立届

労働者を雇用した日(成立した日)から10日以内

② 概算保険料申告書

労働者を雇用した日(成立した日)から50日以内

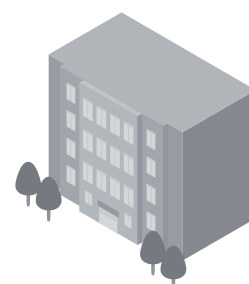
労働基準監督署（所轄）



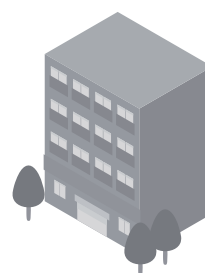
都道府県労働局（所轄）



日本銀行
(代理店、歳入代理店(郵便局を含む)でも可)



公共職業安定所（所轄）



II. 二元適用事業の場合

1. 労災保険に係る手続き

① 保険関係成立届

労働者を雇用した日(成立した日)から10日以内

② 概算保険料申告書

労働者を雇用した日(成立した日)から50日以内

同一事業主が年間を通じて一定規模以下の建設事業や立木の伐採事業を行う場合はそれぞれの事業をまとめて一つの保険関係を成立します。

……「有期事業の一括」

また、数次の請負によって行われる建設事業については、元請負人が全体の事業についての事業主として労働保険の適用を受けることになります。

……「請負事業の一括」

2. 雇用保険に係る手続き

① 保険関係成立届

労働者を雇用した日(成立した日)から10日以内

② 概算保険料申告書

労働者を雇用した日(成立した日)から50日以内

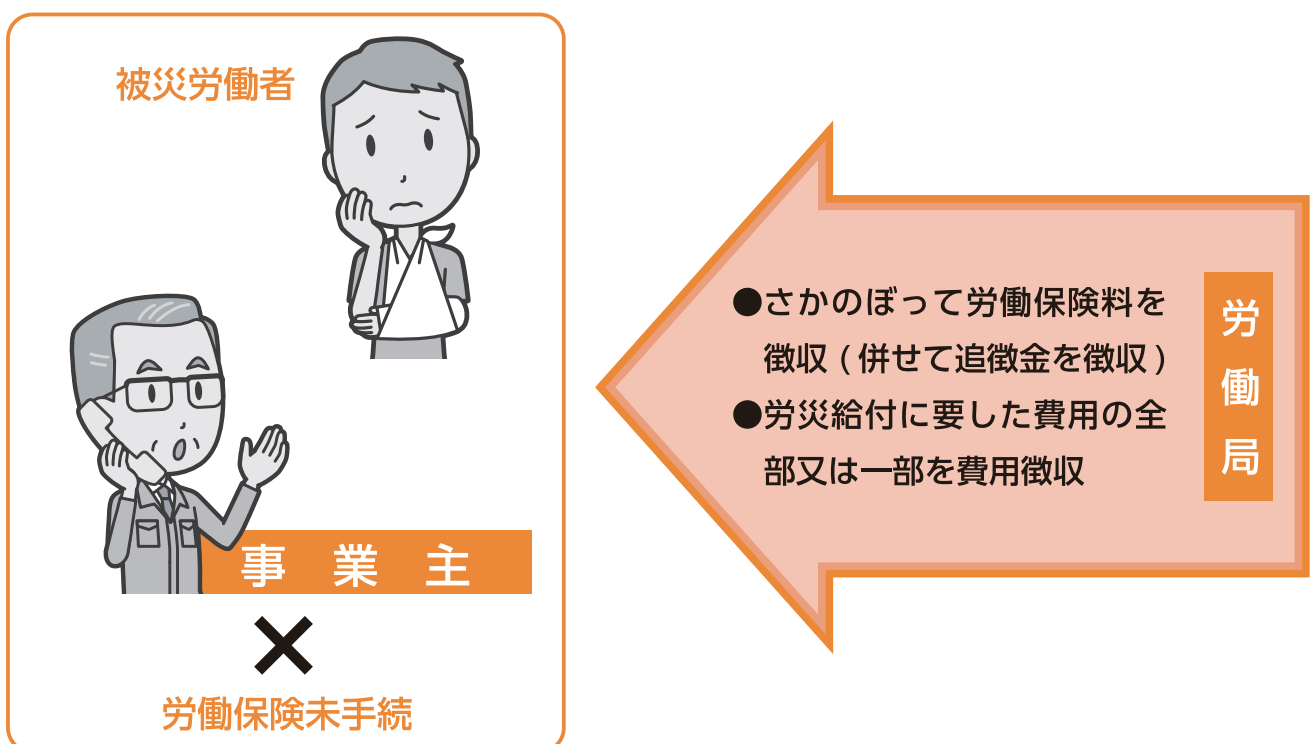
※一般的に農林漁業 建設業等が二元適用事業となり、それ以外の事業が一元適用事業となります。

- (注) 1. ①の手続を行った後又は同時に②の手続を行います。
2. 雇用保険に加入する場合は、この他に「雇用保険適用事業所設置届」及び「雇用保険被保険者資格取得届」を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりません。(記入例 2 (8～9 ページ) を参照してください。)

●成立手続を怠っていた場合は

労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険ですので、原則として労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は労働保険の成立手続を行い、労働保険料を納めなければなりません。成立手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、自主的に成立手続を行わない事業主に対しては、最終的な手段として、政府の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うこととなります。その際、遡って労働保険料を徴収するほか、追徴金を徴収することとなります。

また、事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に事故が発生し、労災保険給付を行った場合は、事業主から遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することとなります。



費用徴収制度とは

- 労働者を1人でも雇っている事業主は、原則として労災保険の適用事業主となります。
この場合、事業主は労働者を雇い入れた日から10日以内に所定の保険関係成立届を労働基準監督署等に提出することにより、労災保険の加入手続を行わなければなりません。
- 事業主がこの加入手続を怠っていた期間中に事故が発生した場合、労働者やその遺族には労災保険が給付されますが、その一方で事業主からは給付された労災保険の金額の全部又は一部が費用徴収されます。（別途、遡って保険料も徴収されることになります。）
- 費用徴収の徴収金額は、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することとなります。

記入例 .1

記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には、該当事項を○で囲み、※印のついた欄又は記入枠には記入しない。

様式第1号 (第4章、第64条、附則第2条関係)(イ)(表用)

労働保険 0: 保険関係成立届(継続)(事務処理委託届)
1: 保険関係成立届(有期)
2: 任意加入申請書(事務処理委託届)

7 4 1

3 1 6 0

盛岡

020-0045 モリオカシ
モリオカエキニシト・オリ
1-X-X
盛岡市
盛岡駅西通
1-X-X
カフ・シキカ・イシャ
ロウト・ウショウテン
019-XXX-XXXX
株式会社
労働商店

020-0045
盛岡市盛岡駅西通
1-X-X
019-XXX-XXXX
株式会社
労働商店
食料品、日用品等の
販売
卸売業・小売業

7 4 1
7 4 1
5
15,200

9-7-4-1-6

5

株式会社労働商店
代表取締役岩手太郎

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

製造工程又は作業内容及び製品名等の事業の内容を具体的に記入する。

その年度における一か月平均雇用保険被保険者数のうち一般被保険者数と短期雇用特例被保険者数の合計を記入する。

保険関係が成立した日から保険年度末までの期間に使用する労働者にかかる賃金総額の見込額を記入する。

法人番号が指定されている場合、指定された法人番号を記入する。

すでに継続事業の一括の認可を受けている事業主の場合は、当該一括にかかる指定事業の所在地及び名称を記入する。

様式第6号（第34条、第35条、第36条関係）（平）（3）
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 継続事業
（一括右期事業を含む。）

標準字体 0123456789

提出用 7 4 1

あて先 〒020-8522
盛岡市盛岡駅西通1丁目9番1号
盛岡第2合同庁舎5階

若手労働局
労働保険特別会計歳入徴収官様

32700

6 5

7 4 1 8 3 31

15200 3.0 45600
14600 14.5 211700

1

1234567890123

257,300 257,300 257,300

食料品、日用品等の販売

020-0045 019 XXX XXXX

盛岡市盛岡駅西通 1-X-X
株式会社労働商店
代表取締役岩手太郎

盛岡市盛岡駅西通 1-X-X
株式会社労働商店
代表取締役岩手太郎

労働保険 国庫金

30840 岩手労働局 00075234 0847 6118 07

7 1

020-0045
盛岡市盛岡駅西通 1-X-X
株式会社労働商店
代表取締役岩手太郎

¥257300
¥257300

あて先 〒020-8522
盛岡市盛岡駅西通1丁目9番1号
盛岡第2合同庁舎5階

納付場所 日本銀行（本店・支店・代理店又は法人代理店）、労働保険特別会計歳入徴収官

〔14〕概算・増加概算保険料額欄

〔12〕保険料算定基礎額の見込額に、〔13〕保険料率を乗じて得た額を記入します。
（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。）
なお、〔14〕及び〔15〕に記入した場合はその合計額を、〔16〕又は〔17〕のどちらか一方に記入した場合はその額を〔16〕に記入します。

〔17〕延納の申請欄

納付すべき概算保険料が40万円（労災保険又は雇用保険に係る保険関係のみ成立している事業にあつては20万円）以上で、延納を希望する場合には、保険料の納付回数を記入します。
延納の方法は、保険関係成立の日が4月1日から5月31日のときは3回、6月1日から9月30日までのときは2回となり、10月1日以降のときは延納は認められません。なお、延納する場合、2期、3期の額に1円又は2円の端数があるときはその額を第1期に合算します。

〔18〕法人番号欄

法人番号が指定されている場合、指定された法人番号を記入する。

〔12〕保険料算定基礎額の見込額欄

保険関係成立の日から保険年度末（令和6年3月31日）までの期間内に支払う賃金総額の見込額を、1,000円未満の端数を切り捨てて記入します。

〔22〕期別納付額欄

各期の納付額を記入します。なお、各期納付額は次のようにして算出します。
概算保険料額（〔14〕欄の〔イ〕の額）を〔15〕の納付回数で除し、その額に1円又は2円の端数があるときは、その端数を1期に加算して〔22〕欄の〔イ〕の概算保険料額の1期欄に記入し、端数のなくなった額（2期分、3期分、（納付回数）が2回の場合は2期のみ）を〔22〕欄の〔ロ〕のそれぞれの該当欄に記入します。

〔26〕加入している労働保険欄

労災保険と雇用保険の両保険に加入しているときは〔イ〕と〔ロ〕を、労災保険のみに加入しているときは〔イ〕を、雇用保険のみに加入しているときは〔ロ〕を○で囲みます。

記入例.2

2.3「事業所名称」

- ・2 欄はカタカナ及び「-」のみで記載してください。
- ・3 欄は漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字は大文字）により記載してください。
- ・読みやすいように適宜、1 文字空けるなどして、書き切れない場合は2 行目に続けて記載してください。
- ・個人事業の場合は、事業主名も併記してください。

7「設置年月日」

- ・雇用保険の適用事業となるに至った年月日を記載してください。

8「労働保険番号」

- ・労働保険関係成立届により振り出された番号を記載します。

雇用保険適用事業所設置届

（必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。）

※ 事業所番号

帳票種別 1. 法人番号（個人事業の場合は記入不要です。）

12001 1234567891234

2. 事業所の名称（カタカナ）

タキザワ ショウジ カブ シキカイ シャ

事業所の名称（カタカナ）

3. 事業所の名称（漢字）

滝沢商事 株式会社

事業所の名称（漢字）

4. 郵便番号

020-8522

5. 事業所の所在地（漢字）※市・区・都及び町村名

盛岡市 盛岡駅西通

事業所の所在地（漢字）※丁目・番地

1 丁目 9-15

事業所の所在地（漢字）※ビル、マンション名等

滝沢ビル 1 階

6. 事業所の電話番号（項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。）

019-999-1111

7. 設置年月日

5-070401 (3 昭和 4 平成) 5 令和

8. 労働保険番号

03101012345

9. 設置区分

※ 公共職業安定所 記載 欄

10. 事業所区分

11. 産業分類

12. 台帳保存区分

13. 住所（フリガナ）

盛岡市盛岡駅西通 1 丁目 9-15 滝沢ビル 1 階

14. 事業の概要

不動産取引に関する事業

15. 事業の開始年月日

令和 7 年 4 月 1 日

16. 事業の廃止年月日

令和 年 月 日

17. 常時使用労働者数

6 人

18. 雇用保険被保険者数

一般 5 人

日雇 人

19. 賃金支払関係

賃金締切日 25 日

賃金支払日 当 翌月末

20. 雇用保険担当課名

総務 課 保

21. 社会保険加入状況

健康保険 厚生年金保険 労災保険

備考

※ 所 次 課 係 係 操作者

所 長 次 長 課 長 係 長 係 操作者

1「法人番号」

- ・国税庁長官から通知された法人番号を記載してください。

5「事業所所在地」

- ・漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字は大文字）により記載してください。
- ・1 行目には、県名は記載せず、市名又は郡名とそれに続く町村名等を左詰めで記載してください。
- ・2 行目には、丁目及び番地のみを左詰めで記載してください。
- ・3 行目には、所在地ビル名等が入る場合に記載してください。

（この届出は、事業所を設置した日の翌日から起算して10日以内に提出してください。）

2021. 9

〈裏面について〉

裏面には「事業所への道順（略図）」欄があるので、忘れずに記載してください。

2「被保険者番号」

- 被保険者証に記載されている番号を記載してください。(「0」も省略しない)
- 56年7月6日以前に交付されている被保険者証の場合は下段10桁を記載してください。
- まだ被保険者証の交付を受けていない場合は記載しないでください。

4「被保険者氏名」

- 住民票に記載されているとありの氏名を記載してください。
- 被保険者証の交付を受けている場合は被保険者証に記載されているとあり記載してください。被保険者証に記載されている氏名と現在の住民票に記載されている氏名が異なる場合は、5欄に現在の住民票に記載されているとありの氏名を記載してください。
- カタカナで姓と名の間を1枠空けて記載してください。

5「変更後の氏名」

- 被保険者証の氏名と現在の住民票に記載されている氏名とが異なっている場合に記載してください。
- この欄に氏名を記載した場合は改めて氏名変更届を提出する必要はありません。

・17欄から22欄は、在留カード等を確認の上記載してください。

様式第2号（第6条関係）

雇用保険被保険者資格取得届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

(必ず第2面の注意事項を読んだから記載してください。)

帳票種別 1 9 1 0 1

1. 個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7

2. 被保険者番号 0 3 0 1 - 1 2 3 4 5 6 - 7

3. 取得区分 2 (1 新規 (2 再取得)

4. 被保険者氏名 フリガナ (カタカナ) 岩手太郎

5. 変更後の氏名 フリガナ (カタカナ)

6. 性別 1 (1 男 (2 女

7. 生年月日 3 - 6 0 0 1 1 0 (2 大正 (3 昭和 (4 平成 (5 令和

8. 事業所番号 0 3 0 1 - 1 0 0 0 0 1 - 1

9. 被保険者となったことの原因 2

10. 賃金 (支払の態様一賃金月額:単位千円) 3 - 2 0 0 (1 月給 2 週給 3 日給 (4 時間給 5 その他

11. 資格取得年月日 5 - 0 7 0 4 0 1 (4 平成 (5 令和

12. 雇用形態 4 (1 日雇 (2 派遣 (3 パート・アルバイト (4 有期契約労働者 (5 季節労働者 (6 船員 (7 その他

13. 職種 9 (01-11 第2面参照

14. 就職経路 1 (1 安否届紹介 (2 自己応募 (3 民間紹介 (4 転職していない

15. 1週間の所定労働時間 4 0 0 0 時間 分

16. 契約期間の定め 1 1 有 契約期間 5 - 0 7 0 4 0 1 から 5 - 0 7 0 9 3 0 まで (1 有 契約更新事項の有無 1 (1 有 (2 無

事業所名 盛岡工業 (株) 備考

17. 被保険者氏名 (ローマ字) (アルファベット大文字で記入してください。)

被保険者氏名 (続き (ローマ字)

18. 在留カードの番号 (在留カードの右上に記載されている12桁の数字)

19. 在留期間 西暦 年 月 日 まで

20. 資格外活動の許可の有無 1 (1 有 (2 無

21. 派遣・請負 1 (1 派遣・請負労働者として主として当該事業所以外で就労する場合 (2 1に該当しない場合

22. 国籍・地域

23. 在留資格

※公安記 24. 取得時被保険者種類 1 一般 (2 短期労働者 (3 季節労働者 (4 高齢者被保険者 (65歳以上) 25. 番号複数取得チェック不要 26. 国籍・地域コード 27. 在留資格コード

※公安記 28. 取得時被保険者種類 29. 番号複数取得チェック不要 30. 国籍・地域コード 31. 在留資格コード

雇用保険法施行規則第6条第1項の規定により上記のとおり届けます。

1「個人番号」

- 必ず番号確認と身元確認の本人確認を行った上で、個人番号を記載してください。

3「取得区分」

- (新規) 過去に被保険者となったことのない者
- (再) 過去に被保険者となった者

11「被保険者となった年月日」

- 原則として雇い入れた日 (実際に就労した最初の日) を記載してください。
- 試の使用期間中の労働者も被保険者となりますので、試の使用期間として就労した最初の日を記載してください。

15「1週間の所定労働時間」

- 被保険者の種類を問わず記載してください。

10「賃金」

- 賃金月額は、賞与其他臨時の賃金を除いた採用時に定められた賃金のうち毎月定まって支払われるべき賃金の月額 (支払総額) を千円単位 (千円未満四捨五入) で記載してください。

住 所 盛岡市中央通2丁目X-XX

事業主氏名 盛岡工業 (株) 代表取締役盛岡花子

電話番号

※ 前職: 盛岡物産 (有)

※ 確認通知 令和 年 月 日

(1) 2021. 4

※被保険者番号が不明の場合は、可能な範囲で備考欄に前職、前々職を記載して下さい。

労働保険料の申告・納付

●労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上精算することになっており、事業主の皆さんには、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付していただくこととしています。

これを、「年度更新」といい、6月1日から7月10日（※7月10日が土・日曜日の場合、翌日以降の官庁開庁日）までの間にこの手続きを行っていただきます。

●労働保険料の延納（分割納付）

概算保険料額が **40万円**（労災保険又は雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は **20万円**）以上の場合又は労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している場合は、原則として労働保険料の納付を **3回に分割**することができます。

	4/1～5/31 に成立した事業場			6/1～9/30 に成立した事業場	
	第1期（初期）	第2期	第3期	第1期（初期）	第2期
期 間	成立した日 ～7.31	8.1 ～ 11.30	12.1 ～ 3.31	成立した日 ～11.30	12.1 ～ 3.31
納期限	成立した日から 50 日	10 月 31 日	翌年 1 月 31 日	成立した日から 50 日	翌年 1 月 31 日

	翌年度以降の納期限等		
	第1期（初期）	第2期	第3期
期 間	4.1 ～ 7.31	8.1 ～ 11.30	12.1 ～ 3.31
納期限	7 月 10 日	10 月 31 日	翌年 1 月 31 日

※納期限日が土・日曜日の場合、
翌日以降の官庁開庁日

◎労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している事業場は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ原則として11月14日、翌年2月14日となります。

◎継続事業で10月1日以降に成立した事業については、分割納付が認められませんので、成立した日から3月31日までの期間の保険料を一括して納付していただくことになります。

◎有期事業については、事業の全期間が6か月を超え、かつ概算保険料の額が **75万円**以上のものはおおむね上記に準じた方法で分割納付が認められます。

概算保険料を延納することができる概算保険料の基準額

継続事業	両保険適用	40万円以上
	労災保険のみ	20万円以上
	雇用保険のみ	20万円以上
有期事業		75万円以上

●増加概算保険料の申告・納付

概算保険料申告書を提出したのちに、年度の中途において、事業規模の拡大等により賃金総額の見込額が当初の申告より **100 分の 200 (2 倍)** を超えて増加し、かつ、その賃金総額によった場合の概算保険料の額が申告済の概算保険料よりも **13 万円以上** 増加する場合は、増加額を増加概算保険料として申告・納付することとなっています。

●労働保険料の負担割合

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率（労災保険率 + 雇用保険率）を乗じて得た額です。そのうち、労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方で負担することになっています。

ただし、雇用安定事業及び能力開発事業（48 ページ参照）の二事業に要する費用は事業主のみが負担することになっております。

(労災保険率) 事業の種類（業種）ごとに、業務災害及び通勤災害に係る災害率に応じ、54 の区分に分類された労災保険率表により定められています。（58 ページ別表 7 参照）

(雇用保険率) 一般の事業、農林水産・清酒製造の事業、建設の事業の 3 種類の率となっており、事業主と被保険者（労働者）との負担となっております。

なお、雇用保険の被保険者負担分は、賃金が支払われる都度、その賃金額に被保険者負担率を乗じることにより計算されます。また、この被保険者負担金分は、賃金額からその支払いの都度控除することができます。（60 ページ別表 9 参照）

●事業の名称・所在地等を変更した場合

事業主の氏名（法人の名称）、事業主の住所（本店所在地）、事業の名称・所在地・事業の種類（業種）等に変更があった場合は、「名称、所在地等変更届（様式第 2 号）」を所轄の労働基準監督署（所掌 3 の場合は公共職業安定所（ハローワーク））に提出してください。（複数の労働保険番号を有する事業主は、労働保険番号ごとの提出が必要となります。）

※ 法人の代表者のみの変更の場合は手続き不要です。

※ 事業の所在地変更により、所轄の労働基準監督署（公共職業安定所）が変わる場合は、変更後の所在地を管轄する労働基準監督署（公共職業安定所）に提出してください。

また、雇用保険適用事業所は、公共職業安定所（ハローワーク）へ別途「雇用保険事業主事業所各種変更届」の提出が必要となります。（詳しくは公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。）

●事業を廃止した場合(対象となる労働者がいなくなった場合も含む)

労働保険に加入する事業を廃止した場合は、申告・納付した概算保険料について、確定申告の上精算する必要がありますので、事業を廃止した日の翌日から起算して 50 日以内に必ず申告書を提出してください。

なお、雇用保険適用事業所は、雇用保険に係る必要な届出（適用事業所の廃止や、被保険者の資格喪失など）も必要となりますので、公共職業安定所（ハローワーク）に忘れずに提出してください。

労災保険のメリット制

1 概 要

労災保険のメリット制は、一定規模以上の事業について、個々の事業の災害防止努力の結果に応じて、労災保険率や保険料の額を増減させる制度であり、事業主の負担の公平性と災害防止努力の促進を目的とします。

具体的には、過去の実績からメリット収支率を算出し、その値に応じて一定の範囲内で労災保険率（保険料の額）を増減させます。

$$\text{メリット収支率} = \frac{\text{業務災害により保険給付した額}}{\text{業務災害に係る保険料の額} \times \text{調整率}} \times 100$$

2 現行のメリット増減幅

（平成 27 年 4 月 1 日改定）

事業の種類	事業の区分	メリット制の対象となる要件	増減幅
一般の事業	継続事業	従業員 100 人 以上等	± 40%
建設事業	単独有期事業	建設工事の確定保険料が 40 万円 以上又は、請負金額が 1 億 1 千万円 以上（消費税抜き）	± 40%
	一括有期事業	年間の確定保険料が合計 100 万円 以上	± 40%
		年間の確定保険料が合計 40 万円 以上 100 万円 未満	± 30%
立木伐採事業	単独有期事業	立木伐採事業の確定保険料が 40 万円 以上又は素材生産量が 1000 立方メートル 以上	± 35%
	一括有期事業	年間の確定保険料が合計 100 万円 以上	± 35%
		年間の確定保険料が合計 40 万円 以上 100 万円 未満	± 30%

（注 1）継続事業とは、「事業の期間が予定されていない事業」をいい、メリット制が適用される要件は、100 人以上の労働者を使用する事業であること等、とされています。

（注 2）有期事業とは、土木工事のように「事業の期間が予定される事業」をいい、メリット制が適用される要件は、確定保険料の額が 40 万円以上又は 100 万円以上の事業であること等、とされています（確定保険料の額により、増減幅が異なります。）。

メリット増減率表

収 支 率	継続事業・有期事業共通		有期事業
	一般の事業 建設の事業	立木伐採事業	確定保険料 40 万円 以上 100 万円未満
10% 以下のもの	40% 減ずる	35% 減ずる	30% 減ずる
10% を超え 20% までのもの	35% 減ずる	30% 減ずる	25% 減ずる
20% を超え 30% までのもの	30% 減ずる	25% 減ずる	20% 減ずる
30% を超え 40% までのもの	25% 減ずる	20% 減ずる	15% 減ずる
40% を超え 50% までのもの	20% 減ずる	15% 減ずる	
50% を超え 60% までのもの	15% 減ずる	10% 減ずる	10% 減ずる
60% を超え 70% までのもの	10% 減ずる		
70% を超え 75% までのもの	5% 減ずる	5% 減ずる	5% 減ずる
85% を超え 90% までのもの	5% 増加する	10% 増加する	10% 増加する
90% を超え 100% までのもの	10% 増加する	10% 増加する	10% 増加する
100% を超え 110% までのもの	15% 増加する		
110% を超え 120% までのもの	20% 増加する	15% 増加する	15% 増加する
120% を超え 130% までのもの	25% 増加する	20% 増加する	
130% を超え 140% までのもの	30% 増加する	25% 増加する	20% 増加する
140% を超え 150% までのもの	35% 増加する	30% 増加する	25% 増加する
150% を超えるもの	40% 増加する	35% 増加する	30% 増加する

労災保険の特別加入制度

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実態、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが特別加入制度です。

◎特別加入者の範囲

1. 中小事業主及びその者が行う事業に従事する者

企業全体で常時 300 人（金融業、保険業、不動産業及び小売業の場合は 50 人、卸売業及びサービス業の場合は 100 人）以下の労働者を使用する事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）、家族従事者及び法人その他の団体である場合には、代表者以外の役員のうち労働者性の認められない者。

2. 一人親方その他の自営業者およびその事業に従事する者

- (1)自動車を使用して旅客又は貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業（個人タクシー業者や個人貨物運送業者など）
- (2)土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業（大工、左官、とび職人などの建設業の一人親方等）
- (3)漁船による水産動植物採捕の事業（漁船による自営漁業者）
- (4)林業の事業（林業の一人親方等）
- (5)医薬品の配置販売（医薬品医療機器等法第 30 条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業）の事業（医薬品の配置販売業者）
- (6)再生利用の目的となる廃棄物などの収集、運搬、選別、解体などの事業（再生資源取扱業者）
- (7)船員法第 1 条に規定する船員が行う事業（船員法第 1 条に規定する船員）
- (8)柔道整復師法第 2 条に規定する柔道整復師が行う事業（柔道整復師法第 2 条に規定する柔道整復師）
- (9)改正高年齢者雇用安定法第 10 条の 2 第 2 項に規定する創業支援等措置に基づき、同項第 1 号に規定する委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が新たに開始する事業又は同項第 2 号に規定する社会貢献事業に係る委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が行う事業（創業支援等措置に基づく高年齢者）
- (10)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）
- (11)歯科技工士法第 2 条に規定する歯科技工士が行う事業（歯科技工士法第 2 条に規定する歯科技工士）
- (12)特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定受託事業者が同条第 5 項に規定する業務委託事業者から同条第 3 項に規定する業務委託を受けて行う事業（以下「特定受託事業」といいます。）又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であって労働者災害補償保険法施行規則第 46 条の 17 第 1 号から第 11 号までに掲げる事業及び労働者災害補償保険法施行規則第 46 条の 18 各号に掲げる作業を除いたもの（特定フリーランス事業）

3. 特定作業従事者

(1)特定農作業従事者

土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家きん及びみつばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業であって、厚生労働大臣が定める規模を有し、定められた作業を行う農業者（労働者以外の家族従事者などを含む）。

(2)指定農業機械作業従事者

厚生労働大臣の指定する農業機械を使用して土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業を行う農業者（労働者以外の家族従事者などを含む）。

(3)国又は地方公共団体が実施する訓練従事者

①職場適応訓練従事者

②事業主団体等委託訓練従事者

(4)家内労働者等

家内労働法が適用される家内労働者及びその補助者のうち、特に危険度の高い一定の作業に従事する者。

(5)労働組合等の一人専従役員（委員長等の代表者）

常時労働者を使用しない厚生労働大臣が定める労働組合等の一人専従役員で、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設において集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業（当該作業に必要な移動を含む。）に従事する者。

(6)介護作業従事者および家事支援従事者

①介護作業従事者

「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」第二条第一項に規定する介護関係業務に関する作業で、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に関する作業を行う者。

②家事支援従事者

家事（炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為）を代行し、又は補助する作業を行う者。

(7)芸能関係作業従事者

放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業に従事する者。

(8)アニメーション制作作業従事者

アニメーションの制作の作業に従事する者。

(9)IT フリーランス

情報処理システム（ネットワークシステム、データベースシステム及びエンベデッドシステムを含む。）の設計、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査、セキュリティ管理若しくは情報処理システムに係る業務の一体的な企画又はソフトウェア若しくはウェブページの設計、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査、セキュリティ管理、デザイン若しくはソフトウェア若しくはウェブページに係る業務の一体的な企画その他の情報処理に係る作業に従事する者。

4. 海外派遣者

(1)日本国内の事業主から、海外で行われる事業に労働者として派遣される者。

(2)日本国内の事業主から、海外にある常時 300 人（金融業、保険業、不動産業及び小売業の場合は 50 人、卸売業及びサービス業の場合は 100 人）以下の規模の事業に事業主等（労働者でない立場）として派遣される者。

(3)独立行政法人国際協力機構など開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する者。

◎加入手続き

1. 1 の中小事業主の加入は労働保険事務組合に労働保険の事務を委託することを条件とし、所轄労働基準監督署に加入申請書を提出。
2. 2 及び 3 については、団体の構成員であることを条件とし、団体で加入申請書を所轄労働基準監督署に提出。

労働保険事務組合制度

●労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

労働保険事務組合として認可を受けている団体には、おもに事業協同組合、商工会議所、商工会などがあります。

●労働保険事務組合への委託手続は

労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託するには、まず、「労働保険事務等委託書」を労働保険の事務処理を委託しようとする労働保険事務組合に提出します。

●委託できる事業主は

常時使用する労働者が、

金融・保険・不動産・小売業にあっては 50 人
卸売の事業・サービス業にあっては 100 人
その他の事業にあっては 300 人

以下の事業主です。



●委託できる事務の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- ① 概算保険料、確定保険料、その他労働保険料及び一般拠出金等の申告・納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤ その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

●事務処理を委託すると次のような利点があります

1. 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので事務の手間が省けます。
2. 労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。（「労働保険料の延納」10ページを参照）
3. 通常では労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。

労働保険事務組合名簿

盛岡市・滝沢市・八幡平市・紫波郡・岩手郡

(令和7年4月1日現在)

労働保険事務組合の名称	電話番号	〒 事務所の所在地
岩手中央農業協同組合労働保険事務組合	019 (676) 3346	028-3307 紫波郡紫波町桜町字上野沢 38-1
岩手県森林整備協同組合	019 (651) 5522	020-0025 盛岡市大沢川原 2-5-38
盛岡管工事同業組合	019 (641) 2241	020-0122 盛岡市みたけ 5-10-48
岩手県板金工業組合	019 (652) 4001	020-0044 盛岡市城西町 13-38
盛岡市材木町商店街振興組合	019 (623) 3845	020-0063 盛岡市材木町 7-42
盛岡大通商店街協同組合	019 (623) 7131	020-0022 盛岡市大通 1-11-8
紫波町商工会	019 (672) 2244	028-3305 紫波郡紫波町日詰字東裏 85-4
雫石商工会	019 (692) 3321	020-0527 岩手郡雫石町中町 7-4
岩手町商工会	0195 (62) 2760	028-4303 岩手郡岩手町大字江刈内 9-65-1
葛巻町商工会	0195 (66) 2658	028-5402 岩手郡葛巻町葛巻 16-1-1
八幡平市商工会	0195 (76) 2040	028-7111 八幡平市大更 35-63-85
八幡平市商工会 安代支所	0195 (63) 1001	028-7533 八幡平市叭田 70
盛岡商工会議所 (連絡先 盛岡商工会議所都南支所)	019 (638) 3399 連絡先 盛岡商工会議所都南支所	020-8507 盛岡市清水町 14-12 (連絡先〒 020-0834 盛岡市永井 23-15-2)
盛岡商工会議所 玉山支所	019 (682) 0127	028-4125 盛岡市好摩字芋田向 85-29
矢巾町商工会	019 (697) 5111	028-3615 紫波郡矢巾町大字南矢幅 8-261
岩手県建設労働保険事務組合	019 (631) 3280	020-0866 盛岡市本宮 1-7-27
公益財団法人岩手労働基準協会盛岡支部	019 (681) 1076	020-0857 盛岡市北飯岡 1 丁目 10-25
盛岡労務協会	019 (613) 3228	028-3615 紫波郡矢巾町南矢幅 8-296
職業訓練法人岩手中央職業訓練協会紫波支部	019 (676) 4456	028-3305 紫波郡紫波町日詰字郡山駅 232 日詰町屋館内
盛北労務協会	019 (623) 1399	020-0022 盛岡市大通 3-6-12 5F
いわて医師協同組合	019 (626) 3880	020-0024 盛岡市菜園 2-8-20
盛岡西労務協会	019 (641) 2162	020-0124 盛岡市厨川 5-7-26
協同組合岩手県中小企業福祉労務協会	019 (651) 2735	020-0821 盛岡市山王町 10-6 山王ハイツ 2 階
岩手県美容業生活衛生同業組合盛岡支部	019 (622) 3516	020-0883 盛岡市志家町 3-13
岩商連盛岡労働保険事務組合	019 (653) 7117	020-0873 盛岡市松尾町 19-8
一般社団法人岩手県造園組合	019 (654) 7009	020-0874 盛岡市南大通 34-19 大矢建設工業(株)盛岡ビル 2 階
岩手保険サービス協会	019 (624) 4441	020-0061 盛岡市北山 1-12-40
滝沢市商工会	019 (684) 6123	020-0655 滝沢市鵜飼御庭田 92-3
岩手 SR 経営労務センター	019 (651) 2373	020-0821 盛岡市山王町 1-1
盛岡小売酒販組合	019 (604) 6672	020-0063 盛岡市材木町 2-26 近三ビル 3F
TSC 岩手	019 (618) 0627	020-0022 盛岡市大通 3-3-10 七十七日生盛岡ビル 5F
新岩手農業協同組合労働保険事務組合	019 (699) 3348	020-0667 滝沢市鵜飼向新田 7-76

釜石市・遠野市・上閉伊郡

労働保険事務組合の名称	電話番号	〒 事務所の所在地
釜石建設労働保険事務組合	0193 (27) 2909	026-0041 釜石市上中島町 4-6-11
一般社団法人釜石医師会	0193 (23) 7875	026-0034 釜石市中妻町 3-6-10
釜石小売酒販組合	0193 (55) 5237	026-0121 釜石市唐丹町字大曾根 107-44
釜石商工会議所	0193 (22) 2434	026-0021 釜石市只越町 1-4-4
公益財団法人岩手労働基準協会釜石支部	0193 (55) 4380	026-0041 釜石市上中島町 2-7-36 サンパルク 1 階
遠野商工会	0198 (62) 2456	028-0522 遠野市新穀町 6-1 遠野市まちおこしセンター 1 階
遠野商工会宮守支所	0198 (67) 2230	028-0304 遠野市宮守町下宮守 29 地割 77 遠野市役所宮守総合支所内
大槌商工会	0193 (42) 2536	028-1111 上閉伊郡大槌町新町 38-1
職業訓練法人遠野職業訓練協会	0198 (62) 6310	028-0502 遠野市青笹町中沢 8-1-8
職業訓練法人釜石職業訓練協会	0193 (26) 7000	026-0001 釜石市大字平田 3-75-1

宮古市・下閉伊郡

労働保険事務組合の名称	電話番号	〒 事務所の所在地
公益財団法人岩手労働基準協会宮古支部	0193 (62) 4906	027-0038 宮古市小山田 2-9-5
協同組合日専連宮古	0193 (64) 2000	027-0082 宮古市向町 4-32
岩泉商工会	0194 (22) 3245	027-0501 下閉伊郡岩泉町岩泉字中野 40-42
職業訓練法人宮古職業訓練協会	0193 (63) 6688	027-0053 宮古市長町 2-6-1
船越湾漁業協同組合	0193 (84) 2121	028-1371 下閉伊郡山田町船越 13-104
山田町商工会	0193 (82) 2515	028-1351 下閉伊郡山田町長崎 3-6-18
田野畑村商工会	0194 (34) 2304	028-8407 下閉伊郡田野畑村和野 532-13
宮古商工会議所	0193 (62) 3233	027-0074 宮古市保久田 7-25
宮古商工会議所 田老支所	0193 (87) 3114	027-0307 宮古市田老 1-3-42F
宮古商工会議所 新里支所	0193 (72) 2231	028-2101 宮古市茂市 3-159-1
宮古商工会議所 川井支所	0193 (76) 2120	028-2302 宮古市川井 2-119-1
岩商連宮古労働保険事務組合	0193 (63) 1346	027-0073 宮古市緑が丘 3-31 ミンショウ会館内
宮古労働保険協会	0193 (64) 6477	027-0054 宮古市太田 1-4-66

花巻市

労働保険事務組合の名称	電話番号	〒 事務所の所在地
花北保険福祉組合	0198 (23) 2589	025-0072 花巻市四日町 3-10-1
花巻農業協同組合	0198 (23) 0985	025-8504 花巻市野田 316-1
花巻商工会議所	0198 (23) 3381	025-0075 花巻市花城町 10-27
花巻商工会議所石鳥谷支所	0198 (45) 4488	028-3101 花巻市石鳥谷町好地 6-10-3
花巻商工会議所東和支所	0198 (42) 3155	028-0114 花巻市東和町土沢 8 区 60 花巻市東和総合支所 1F
花巻商工会議所大迫支所	0198 (48) 3230	028-3203 花巻市大迫町大迫 2-51-4 花巻市大迫総合支所内 2 階
花巻労働保険協会	0198 (41) 9165	025-0097 花巻市若葉町 1-6-18
花巻労務経営協会	0198 (23) 2250	025-0084 花巻市桜町 4-261-2 ロイヤルハイツⅢ 103
花巻南労務協会	0198 (22) 5059	025-0075 花巻市花城町 12-6
職業訓練法人花巻職業訓練協会	0198 (26) 1275	025-0312 花巻市二枚橋 5-6-22
岩商連花巻労働保険事務組合	0198 (24) 9431	025-0032 花巻市上諏訪 353-8

一関市・西磐井郡

労働保険事務組合の名称	電話番号	〒 事務所の所在地
職業訓練法人一関職業訓練協会	0191 (31) 7030	021-0221 一関市舞川字西平 8-2
一関商工会議所	0191 (23) 3434	021-0867 一関市駅前 1
一関商工会議所千厩支所	0191 (53) 2735	029-0803 一関市千厩町千厩字町浦 9-13
一関商工会議所大東支所	0191 (75) 2448	029-0523 一関市大東町摺沢字但馬崎 66-1
一関商工会議所東山支所	0191 (47) 2492	029-0302 一関市東山町長坂字羽根堀 1
一関商工会議所花泉支所	0191 (82) 3130	029-3105 一関市花泉町涌津字一の町 36-1
一関商工会議所川崎支所	0191 (43) 2440	029-0202 一関市川崎町薄衣字法道地 21-21
一関商工会議所室根支所	0191 (64) 2063	029-1201 一関市室根町折壁字大里 122-8
一関商工会議所藤沢支所	0191 (63) 2050	029-3405 一関市藤沢町藤沢字町裏 212
公益財団法人岩手労働基準協会一関支部	0191 (23) 7729	021-0873 一関市台町 8-23
平泉商工会	0191 (46) 3560	029-4102 西磐井郡平泉町平泉字志羅山 152-2
東磐労働保険事務組合	0191 (52) 2879	029-0803 一関市千厩町千厩字上駒場 360-4
岩商連一関労働保険事務組合	0191 (23) 8329	021-0032 一関市末広 2-6-33
一関労務協会	0191 (23) 6068	021-0013 一関市宮下町 12-24
TMC 岩手労働保険組合	0191 (25) 5010	021-0053 一関市山目字中野 140-5 ササキビル中野 3F
いわて平泉農業協同組合 (連絡先 営農部 営農振興課)	0191 (34) 4001 連絡先 営農部 営農振興課	021-0027 一関市竹山町 7-1 (連絡先 〒 029-0202 一関市川崎町薄衣字久伝 18-1)

奥州市・胆沢郡

労働保険事務組合の名称	電話番号	〒 事務所の所在地
職業訓練法人水沢職業訓練協会	0197 (23) 3388	023-0841 奥州市水沢真城字中上野 96-3
水沢鑄物工業協同組合	0197 (24) 1551	023-0132 奥州市水沢羽田町字明正 131
奥州商工会議所	0197 (24) 3141	023-0818 奥州市水沢東町 4
奥州商工会議所江刺支所	0197 (35) 2514	023-1111 奥州市江刺大通り 3-14
奥州商工会議所胆沢支所	0197 (46) 3131	023-0403 奥州市胆沢若柳字相馬檀 144
奥州商工会議所衣川支所	0197 (52) 3518	029-4332 奥州市衣川古戸 403-6
金ヶ崎町商工会	0197 (42) 2710	029-4503 胆沢郡金ヶ崎町西根伊勢分 23-5
前沢商工会	0197 (56) 2105	029-4208 奥州市前沢字七日町裏 71 奥州市前沢総合支所 2 階
岩手県調騎会	0197 (22) 8390 内線 272	023-0831 奥州市水沢姉体町字阿久戸 1-2
水沢労働保険協会	0197 (25) 8501	023-0042 奥州市水沢柳町 103
胆江労働福祉協会	0197 (23) 5368	023-0032 奥州市水沢多賀 90-3
胆南労務協会	0197 (47) 4915	023-0003 奥州市水沢佐倉河東広町 3-5 オフィス慶徳 1 号室
岩商連胆江労働保険事務組合	0197 (24) 0716	023-0402 奥州市胆沢小山字尼沼 20-3

北上市・和賀郡

労働保険事務組合の名称	電話番号	〒 事務所の所在地
北上商工会議所	0197 (65) 4211	024-0061 北上市大通り 2-3-4
岩手県理容生活衛生同業組合北上支部	0197 (63) 6712	024-0035 北上市花園町 2-4-31
西和賀商工会	0197 (82) 2270	029-5512 和賀郡西和賀町川尻 40-73-11
職業訓練法人北上職業訓練協会	0197 (81) 5577	024-0051 北上市相去町山田 2-42
北上機械鉄工業協同組合	0197 (63) 2251	024-0011 北上市堤ヶ丘 2-1-88
北上労働保険協会	0197 (65) 0111	024-0083 北上市柳原町 4-9-13
岩商連北上労働保険事務組合	0197 (63) 6394	024-0063 北上市九年橋 3-9-20
北和中小企業協会	0197 (65) 0363	024-0094 北上市本通り 1-8-32 高橋社会保険労務士事務所
花北労務協会	0197 (72) 5461	024-0004 北上市村崎野 15-78-12

大船渡市・陸前高田市・気仙郡

労働保険事務組合の名称	電話番号	〒 事務所の所在地
職業訓練法人陸前高田職業訓練協会	0192 (55) 3995	029-2205 陸前高田市高田町馬場前 304-9
岩商連大船渡労働保険事務組合	0192 (26) 4817	022-0003 大船渡市盛町字御山下 10-6
大船渡商工会議所	0192 (26) 2141	022-0003 大船渡市盛町字中道下 2-25
公益財団法人岩手労働基準協会大船渡支部	0192 (47) 3882	022-0003 大船渡市盛町字中道下 2-25 大船渡商工会議所別棟 2F
陸前高田商工会	0192 (55) 3300	029-2205 陸前高田市高田町荒町 104-6
陸前高田市森林組合	0192 (47) 5870	029-2203 陸前高田市竹駒町字館 121-1
住田町商工会	0192 (46) 2311	029-2311 気仙郡住田町世田米字世田米駅 33
大船渡労働保険協会	0192 (27) 0380	022-0004 大船渡市猪川町字下権現堂 10-6
職業訓練法人気仙職業訓練協会	0192 (27) 2671	022-0003 大船渡市盛町字みどり町 13-4
大船渡リアス労務協会	0192 (27) 4413	022-0004 大船渡市猪川町字前田 4-8

二戸市・二戸郡・九戸郡

労働保険事務組合の名称	電話番号	〒 事務所の所在地
二戸市商工会	0195 (23) 4361	028-6101 二戸市福岡字横丁 24
二戸市商工会浄法寺支所	0195 (38) 2416	028-6854 二戸市浄法寺町下前田 37-4
職業訓練法人二戸職業訓練協会	0195 (23) 3040	028-6104 二戸市米沢字荒谷 76-2
一戸町商工会	0195 (33) 2354	028-5312 二戸郡一戸町一戸字砂森 119-3
軽米町商工会	0195 (46) 2711	028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 4-47
九戸村商工会	0195 (42) 2230	028-6502 九戸郡九戸村大字伊保内 11-47-1
二戸労務協会	0195 (25) 4611	028-6101 二戸市福岡字五日町 73
公益財団法人岩手労働基準協会二戸支部	0195 (23) 5521	028-6103 二戸市石切所字荷渡 21-6

久慈市・九戸郡・下閉伊郡

労働保険事務組合の名称	電話番号	〒 事務所の所在地
洋野町商工会	0194 (65) 4111	028-7914 九戸郡洋野町種市 23-27-1
洋野町商工会大野支所	0194 (77) 2505	028-8802 九戸郡洋野町大野 58-12-33
普代商工会	0194 (35) 2132	028-8332 下閉伊郡普代村第9地割字銅屋 13 番地 2
久慈商工会議所	0194 (52) 1000	028-0065 久慈市十八日町 1-45
久慈市商業協同組合	0194 (53) 2000	028-0065 久慈市十八日町 2-14
野田村商工会	0194 (78) 2012	028-8201 九戸郡野田村大字野田 19-117
職業訓練法人久慈職業訓練協会	0194 (52) 3343	028-0051 久慈市川崎町 17-5
岩商連久慈労働保険事務組合	0194 (52) 0230	028-0023 久慈市新中の橋 4-108-5

石綿健康被害救済のための一般拠出金

●「一般拠出金」とは

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主の皆様にご負担いただくものです。

●対象：労災保険適用事業場の全事業主が対象です

アスベストは、全ての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。このため、健康被害者の救済にあたっては、アスベストの製造販売等を行ってきた事業主のみならず、すべての労災保険適用事業場の事業主に一般拠出金をご負担いただいています。

注意：特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は申告・納付の対象外です。

●納付方法：労働保険料と併せて申告・納付します

（納付時期）

- | | | |
|---------------|---|----------------------------|
| ①労働保険の年度更新手続時 | } | 労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。 |
| ②事業終了（廃止）時 | | |

注意：一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。延納（分割納付）はできません。

●料率：一般拠出金は 1000 分の 0.02 です

業種を問わず、料率は一律 1000 分の 0.02 です。メリット対象事業場についても一般拠出金率にはメリット料率の適用（割増、割引）はありません。

一般拠出金の算定方法

一般拠出金額 = 事業主が労働者に支払った
賃金総額（千円未満切捨て） × 一般拠出金率
（一律 0.02/1000）

（算定例）賃金総額 1,000 万円の場合 → 1,000 万円 × 0.02/1000 = 200 円が一般拠出金となります。

労働保険料は口座振替が便利です！

労働保険料および
一般拠出金の納付には、
口座振替が利用できます。

●「口座振替による納付」のメリット●

- ① 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ② 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ③ 手数料はかかりません。
- ④ 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日（※）	1月31日（※）
口座振替による納付日（引き落とし日）	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日

※労働保険事務組合については、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

●かんたんな手続きで完了● 口座振替の申込手続きは以下の通りです。

① 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

厚生労働省 労働保険 口座振替

② 金融機関の窓口へ提出

下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

<各期の申込締切日・口座振替日>

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期 または 第1期	申込 締切日 2月25日							口座振替 納付日 9月6日					
第2期							申込 締切日 8月14日			口座振替 納付日 11月14日			
第3期									申込 締切日 10月11日				口座振替 納付日 2月14日

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

●引き落とし前後には、ハガキでお知らせします●

毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。

引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点は、岩手労働局労働保険徴収室（019-604-3003）または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

労働保険の申請はカンタン・便利な電子申請で !!

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするもので、労働保険に関する申請や届出についても、自宅やオフィスなどから、「e-Gov」サイトにアクセスし、24 時間いつでも「カンタン・便利に」申請や届出ができます。また、労働保険料申告手続きを電子申請により行った場合は併せて電子納付をすることが可能です。

メリット1 簡単・スピーディ申請！

大量の申請書類への記入も簡単 & スピーディ。

年度更新手続きにおいてアクセスコード（※）を使用すれば前年度の申告内容等の情報を取り込め、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。

※アクセスコードとは、郵送された年度更新申告書のあて名労働局名の右側に印字されている 8 桁の英数字になります。

メリット2 いつでもどこでも手続き可能！

労働局や労働基準監督署などの窓口に向く必要はないため、窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいら 24 時間 365 日、いつでも手続が可能です。

メリット3 無駄な時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要で窓口で並ぶ時間や窓口までの移動費などを大幅に削減でき、総務担当者の業務改善につながります。

簡単ステップ 労働保険の電子申請の進め方

STEP1 事前準備を始めよう！

電子申請に必要な準備作業は、①電子証明書又は G ビズ ID の取得、②パソコンの環境設定（環境の確認、ソフトのインストール）などがあります。

電子証明書は、電子申請の際、申請者が送信する電子データが原本であること、改変されていないことを証明するためのもので、紙の手続きにおける実印に相当するもので、電子証明書の種類によっては手数料がかかりますが、マイナンバーカードや G ビズ ID を利用すると、手数料がかかりません。

STEP2 労働保険の電子申請をするには「e-Gov 電子申請」にアクセス！

「e-Gov 電子申請」から該当の手続を検索し、電子申請しましょう。

市販の電子申請ソフト（API 対応ソフト）を利用すれば、さらに便利で、対応している労務管理ソフトを利用すれば、当該ソフトに入力されたデータをそのまま利用し、e-Gov の画面を操作せずにソフト上で申請できるので、より効率的に申請を行えるようになります。

★ G ビズ ID とは、1 つの ID・パスワードで各種補助金や社会保険、雇用保険など、会社で必要になる様々な行政サービスを利用できるシステムであり、会社や本人を証明する書類が省略でき、スムーズに申請できます。労働保険関係手続では保険関係成立届等一部の手続を除き使用可能です。

作成方法については G ビズ ID のホームページ（<https://gbiz-id.go.jp>）をご覧ください。

★政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、令和 2 年 4 月から特定の法人の事業所が社会保険・労働保険に関する一部の手続（労働保険では年度更新申告、増加概算保険料申告）を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなっています。

労働保険関係手続に係る電子申請の詳しい内容については厚生労働省ホームページをご覧ください。

電子申請など詳しい内容については、e-Gov 電子申請のホームページ（<https://shinsei.e-gov.go.jp>）をご覧ください。
また、電子申請の事前準備や操作方法等については、「e-Gov 利用者サポートデスク」へお問い合わせください。

・ 電話番号：050-3786-2225（050 ビジネスダイヤル）

・ 受付時間：4・6・7 月 平日 午前 9 時から午後 7 時まで

土日・祝日 午前 9 時から午後 5 時まで

5・8～3 月 平日 午前 9 時から午後 5 時まで

※土日・祝日及び年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）は受付を休止いたします。

厚生労働省 労働保険 電子申請

検索

電子申請で届出できる項目一覧

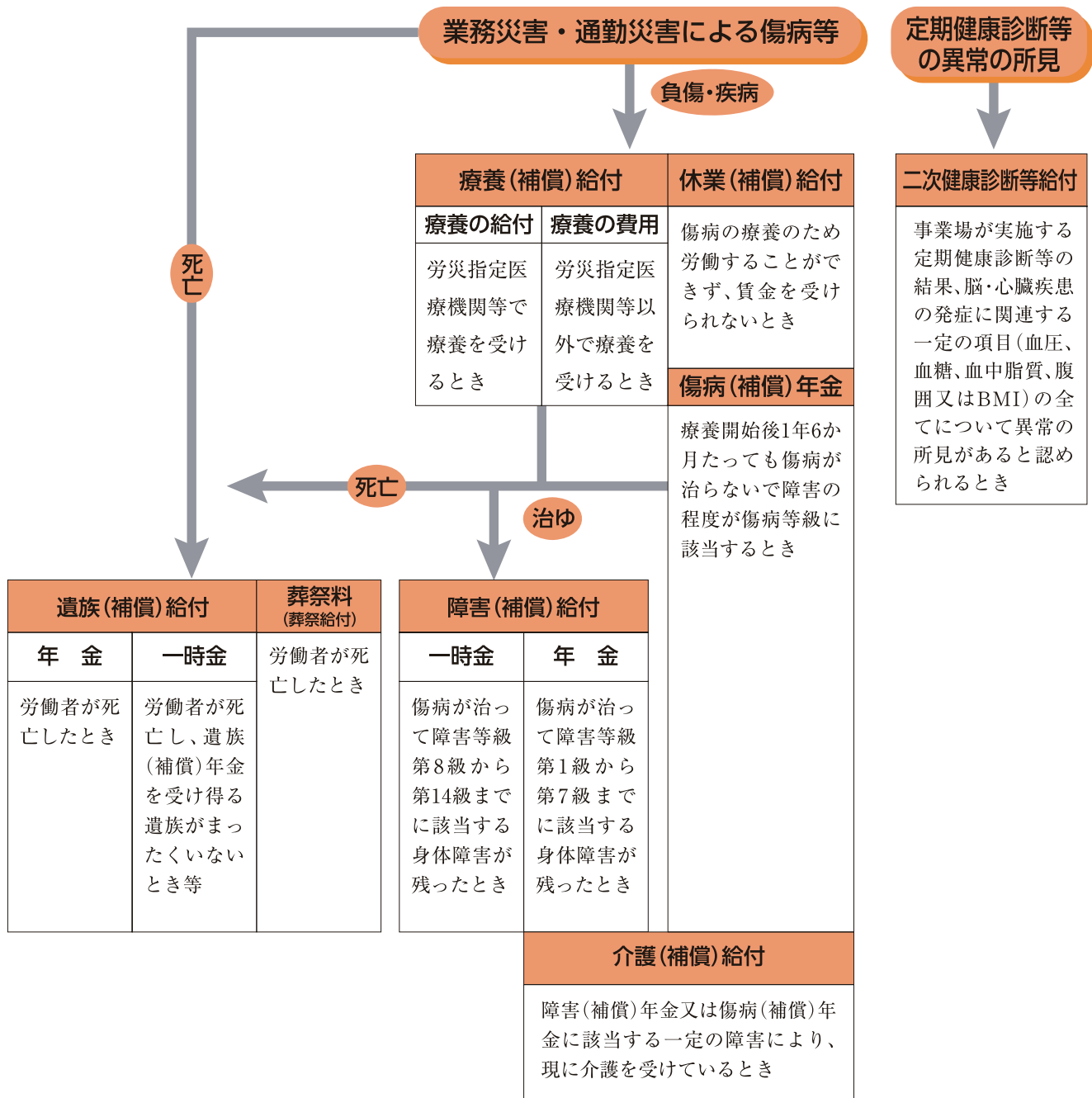
労働保険の適用・徴収に関して、電子申請できる申請・届出は以下のとおりです。

申請・届出の名称		電子証明書	G ビズ ID
1	労働保険保険関係消滅	○	○
2	労働保険継続事業一括認可申請（新規）	○	○
3	労働保険継続事業一括認可申請（追加）	○	○
4	労働保険継続事業一括認可申請（取消）	○	○
5	労働保険概算保険料の申告（継続）	○	○
6	労働保険増加概算保険料の申告（継続）	○	○
7	労働保険確定保険料の申告（継続）	○	○
8	労働保険確定保険料申告（建設の事業）	○	○
9	労働保険確定保険料申告（立木の伐採の事業）	○	○
10	労働保険確定保険料申告（一人親方等団体）	○	○
11	労働保険確定保険料申告（海外派遣特別加入者）	○	○
12	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾 0～3,6～7）	○	○
13	労働保険概算保険料申告（有期）	○	○
14	労働保険増加概算保険料申告（有期）	○	○
15	労働保険確定保険料申告（有期）	○	○
16	労働保険年度更新申告	○	○
17	労働保険年度更新申告（建設の事業）	○	○
18	労働保険年度更新申告（立木の伐採の事業）	○	○
19	労働保険年度更新申告（一人親方等団体）	○	○
20	労働保険年度更新申告（海外派遣特別加入者）	○	○
21	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾 0～3、6～7）	○	○
22	労働保険事務処理委託解除	○	○
23	労働保険口座振替納付書送付依頼（新規）	○	○
24	労働保険口座振替納付書送付依頼（変更）	○	○
25	労働保険口座振替納付書送付依頼（解除）	○	○
26	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾 4）	○	○
27	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾 5）	○	○
28	労働保険確定保険料申告（事務組合・末尾 8）	○	○
29	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾 4）	○	○
30	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾 5）	○	○
31	労働保険年度更新申告（事務組合・末尾 8）	○	○
32	労働保険保険関係成立（継続）	○	—
33	労働保険任意加入	○	—
34	労働保険保険関係成立（継続）（事務処理委託）	○	—
35	労働保険任意加入申請（事務処理委託）	○	—
36	労働保険保険関係成立（有期）	○	—
37	労働保険下請負人を事業主とする認可	○	—
38	労働保険名称、所在地変更	○	—
39	労働保険代理人選任・解任	○	—
40	労働保険指定事業の変更	○	—
41	労働保険被一括事業の名称等変更	○	—
42	労働保険料の還付請求（有期事業のメリット還付金請求は除く）	○	—
43	労働保険事務組合報奨金交付	○	—
44	労働保険保険関係成立（継続）（グループ申請）	○	—
45	労働保険名称、所在地変更（グループ申請）	○	—
46	労働保険代理人選任・解任（グループ申請）	○	—

労災保険関係

労災保険制度

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷した場合、疾病を発症した場合、障害を残した場合あるいは不幸にも死亡された場合等に被災労働者や遺族の方に必要な給付を行います。



(注) 同一の事由により、国民年金保険、厚生年金保険等から年金が併給される場合には、一定の調整率によって調整して支給することになっています。

労災給付の種類

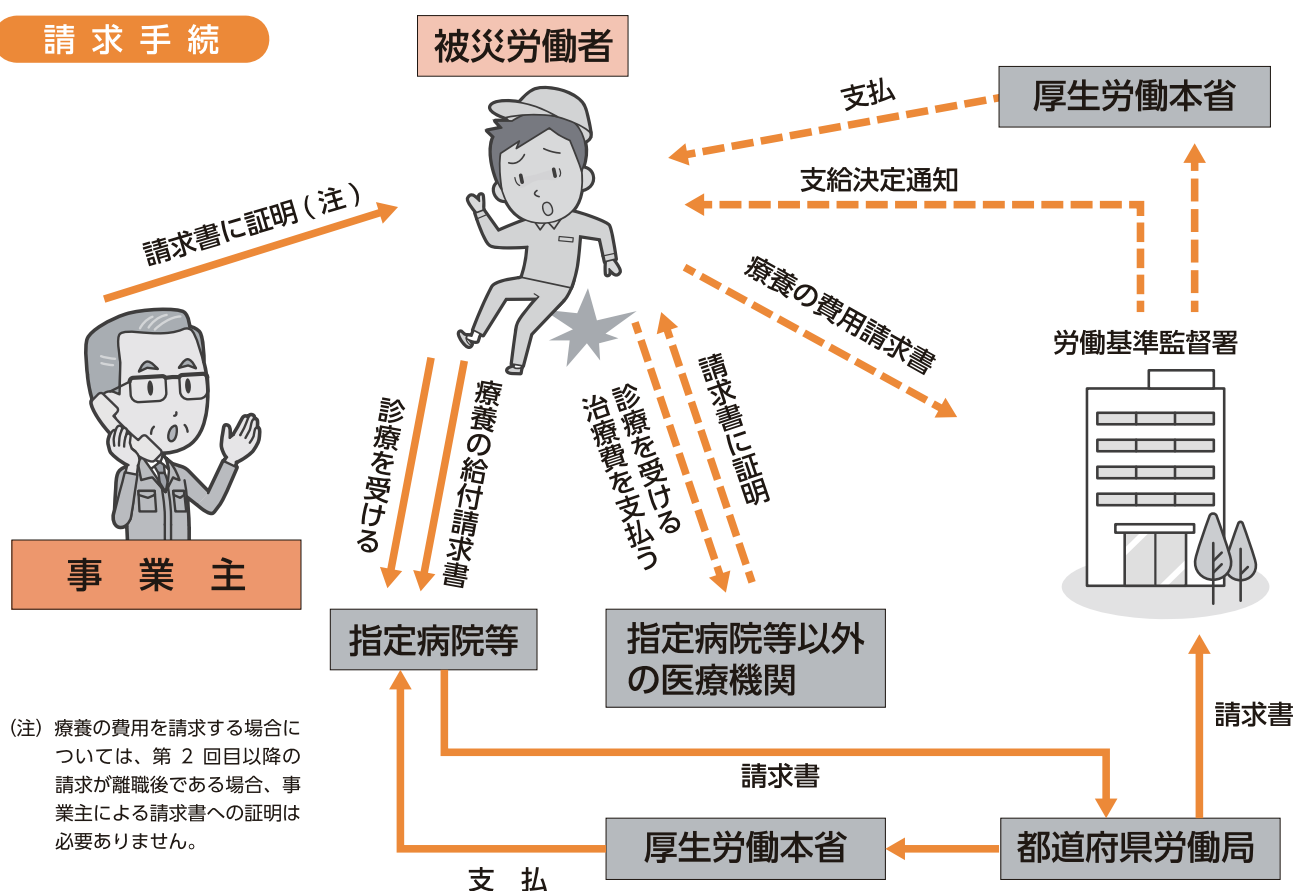
1 療養（補償） 給付

労働者が業務上の事由又は通勤による傷病により療養を必要とする場合に行われ、「療養の給付」と「療養の費用の支給」の2種類があります。

「療養の給付」は、労災指定医療機関・薬局等で治療や薬剤の支給等を無料で受けられる制度です。これに対し「療養の費用の支給」は、労災指定医療機関・薬局以外で療養を受けた場合等その費用を負担したとき、療養に要した費用を支給する制度です。

療養（補償）給付には、治療費、入院料、移送費等通常療養のために必要なものが含まれます。（一般に治療効果の認められていない特殊な治療を行った場合等、一定の基準を満たさない場合には給付されません。）

請求手続



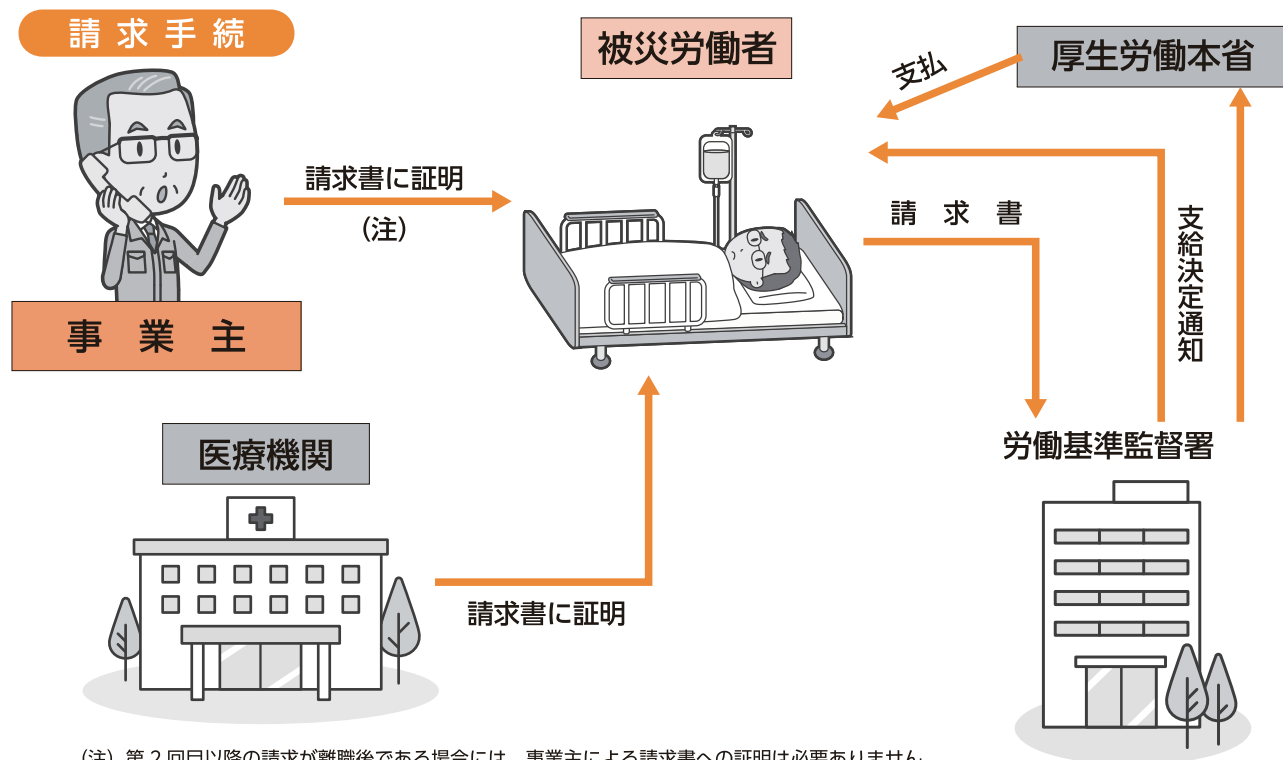
2 休業（補償） 給付

労働者が業務上の事由又は通勤による傷病の療養のため労働することができず、そのために賃金を受けていない日があるとき、その4日目以降について、休業1日につき給付基礎日額の60%が休業（補償）給付として支給されます。（業務災害の場合、休業初日から3日間は事業主が労働基準法の規定に基づく休業補償を行わなければなりません。）

なお、通勤災害により休業給付を受ける方については、初回の休業給付から一部負担金として200円が控除されます。

給付基礎日額は、原則として、災害が発生した日以前3か月間に被災した労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の暦日数で割った額です。

なお、給付基礎日額には最低保障額が定められており、前記の方法等により計算した給付基礎日額が最低保障額に満たないときには最低保障額が適用されます。



(注) 第2回目以降の請求が離職後である場合には、事業主による請求書への証明は必要ありません。ただし、離職後であっても当該請求における療養のため労働できなかった期間の全部又は一部が離職前に係るものである場合は、請求書への証明が必要です。

3 傷病（補償）年金

療養開始後1年6か月経過しても傷病が治ゆせず、障害の程度が傷病等級（第1級～第3級）に該当するときは、休業（補償）給付にかわって給付基礎日額の313日～245日分の傷病（補償）年金が支給されます。

なお、傷病（補償）年金が支給される場合であっても、療養（補償）給付は引き続き支給されます。

4 障害（補償）給付

傷病が治ゆしたときに身体に一定の障害が残った場合、その障害の程度に応じて、障害等級第1級～第7級に該当する場合は給付基礎日額の313日～131日分の障害（補償）年金が、第8級～第14級に該当する場合は給付基礎日額の503日～56日分の障害（補償）一時金が支給されます。

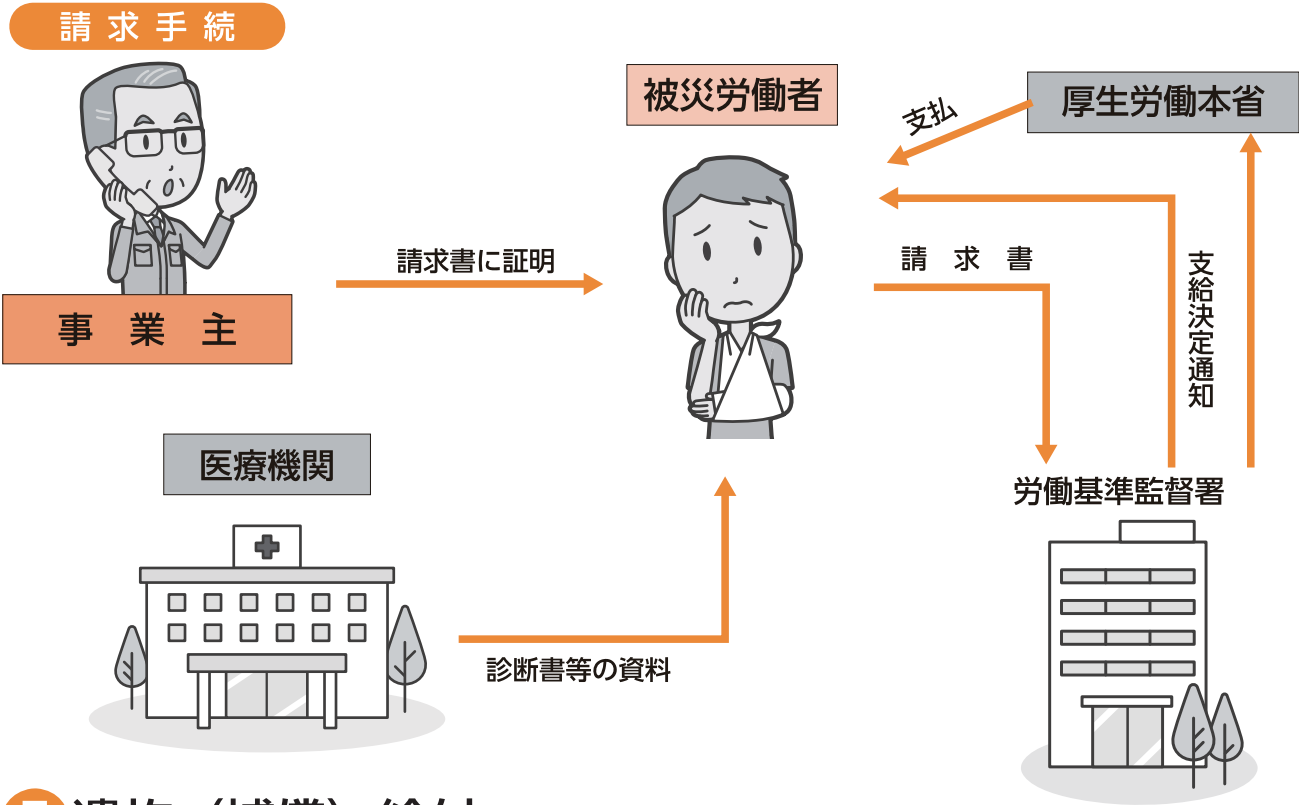
① 障害（補償）年金差額一時金

障害（補償）年金の受給者が死亡したとき、既に支給された障害（補償）年金の合計額が次表の額に満たない場合に、その差額が一時金として遺族に対して支給されます。

② 障害（補償）年金前払一時金

障害（補償）年金を受給することになった方は、次表の額を最高限度として、1回に限り年金の前払を受けることができます。なお、前払一時金が支給されると年金として支払うこととしていた各月分の額の合計が前払一時金の額に達するまでの間年金が支給停止されます。

障害等級	額
第1級	給付基礎日額の1,340日分
第2級	〃 1,190日分
第3級	〃 1,050日分
第4級	〃 920日分
第5級	〃 790日分
第6級	〃 670日分
第7級	〃 560日分



5 遺族（補償）給付

労働者が業務上の事由又は通勤により死亡したとき、その遺族に対して支給される遺族（補償）年金と遺族（補償）一時金の2種類があります。

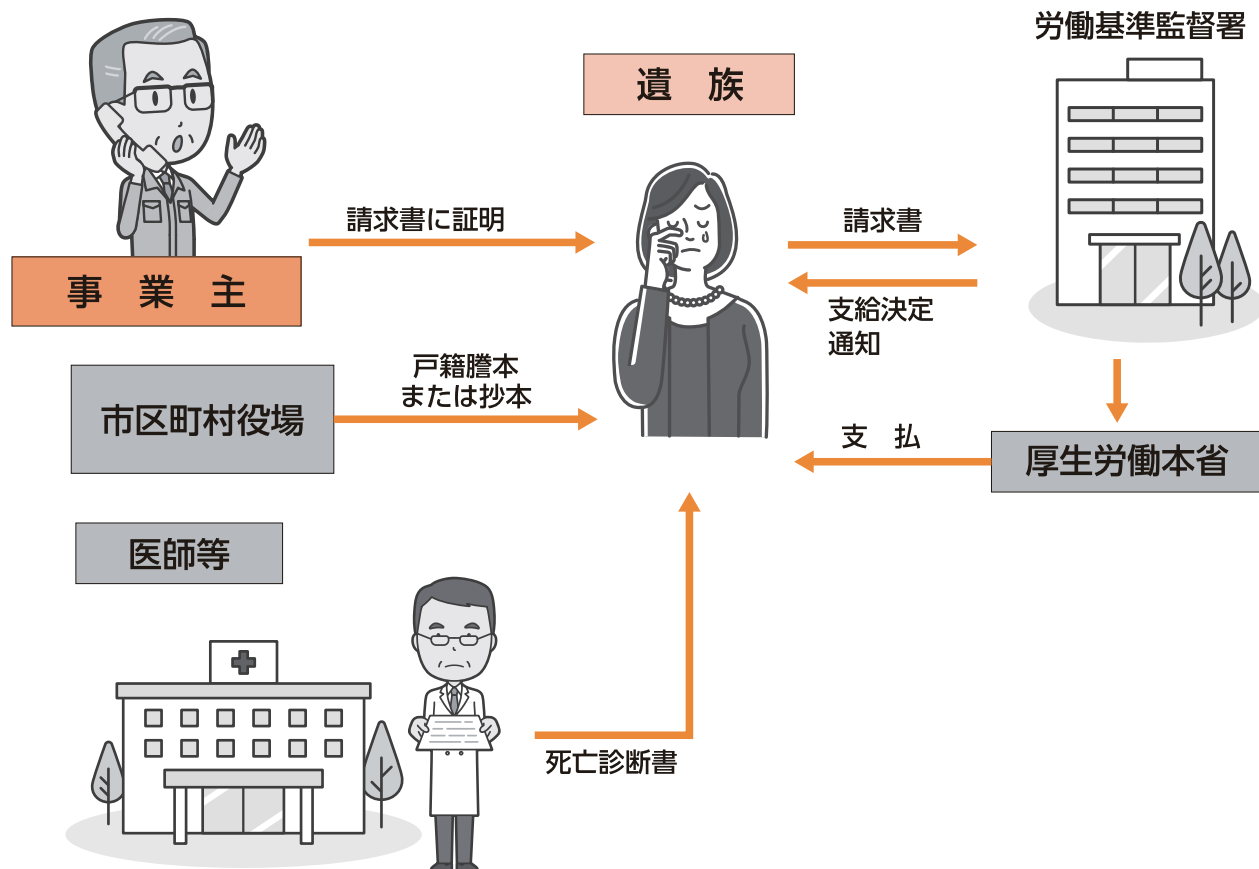
労働者の死亡当時その者の収入によって生計を維持していた一定の範囲の遺族（受給資格者）のうち最先順位者（受給権者）に対し遺族（補償）年金が支給されます。受給資格者に該当するものがない場合、又は遺族（補償）年金受給後に受給資格者全員が失権し、既に支給された年金の額が給付基礎日額の1,000日分に満たない場合は、一定の範囲の遺族に対して給付基礎日額の1,000日分、又は給付基礎日額の1,000日分に満たない額が遺族（補償）一時金として支給されます。

遺族（補償）年金の支給額は次のとおりです。

遺族数	年金額
1 人	給付基礎日額の 153 日分
55 歳以上の妻又は障害の状態にある妻	給付基礎日額の 175 日分
2 人	給付基礎日額の 201 日分
3 人	給付基礎日額の 223 日分
4 人以上	給付基礎日額の 245 日分

（注）遺族数は遺族（補償）年金の受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数です。

請求手続



遺族（補償）年金前払一時金

遺族（補償）年金を受給することになった方は、給付基礎日額の1,000日分を限度として、1回に限り、年金の前払を受けることができます。なお、前払一時金が支給されると年金として支払うこととしていた各月分の額の合計が前払一時金の額に達するまでの間年金が支給停止されます。

6 葬祭料（葬祭給付）

労働者が業務上の事由又は通勤によって死亡したときは、葬祭を行った方に対して315,000円＋給付基礎日額の30日分又は給付基礎日額の60日分のいずれか高い額が支給されます。

7 介護（補償）給付

一定の障害の状態に該当し傷病（補償）年金又は障害（補償）年金を受給している方で、現に介護を受けている場合に月を単位として支給されます。

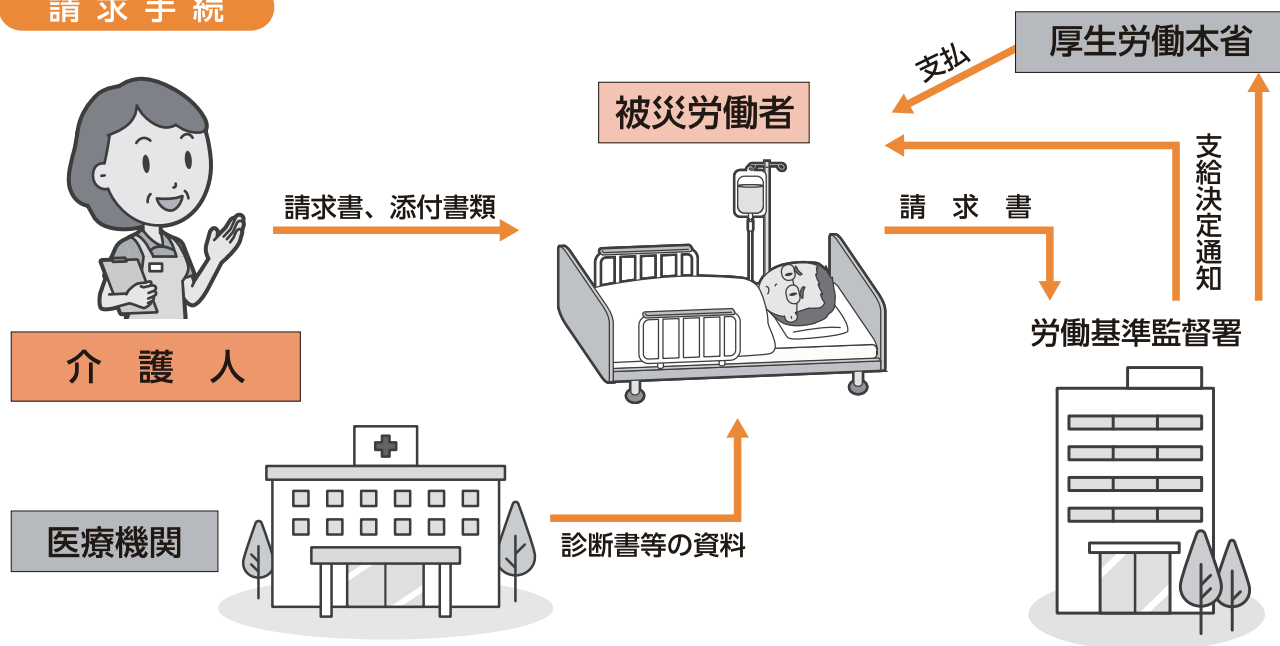
常時介護の場合は、介護の費用として支出した額が177,950円を上限として支給されます。

ただし、親族等の介護を受けていた方で、介護の費用を支出していない場合又は介護の費用として支出した額が81,290円を下回る場合は、一律81,290円が支給されます。

また、随時介護の場合は、介護の費用として支出した額が88,980円を上限として支給されます。

ただし、親族等の介護を受けていた方で介護の費用を支出していない場合又は介護の費用として支出した額が40,600円を下回る場合は、一律40,600円が支給されます。

請求手続



8 二次健康診断等給付

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の結果、血圧、血中脂質、血糖、腹囲又はBMIの4項目全てに異常の所見があると診断された方は、二次健康診断及び特定保健指導を受けることができます（ただし、労災保険制度の特別加入者及び既に脳・心臓疾患の症状を有している方を除く）。

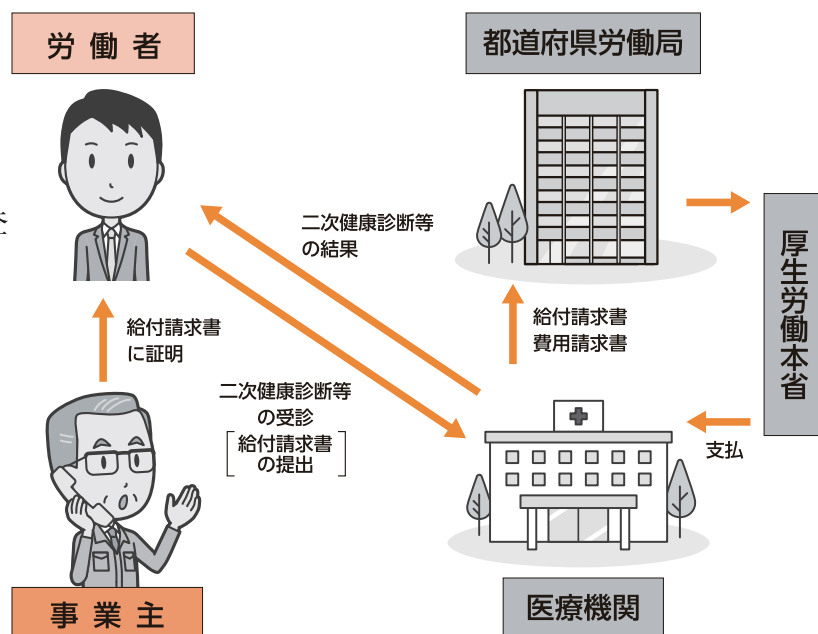
それぞれの内容は次のとおりです。

二次健康診断

- 空腹時血中脂質検査
- 空腹時血糖値検査
- ヘモグロビン A1c 検査
- 負荷心電図検査又は胸部超音波検査（心エコー検査）
- 頸部超音波検査（頸部エコー検査）
- 微量アルブミン尿検査

特定保健指導

- 栄養指導
- 運動指導
- 生活指導



9 社会復帰促進等事業

業務災害及び通勤災害を被った労働者（被災労働者）の社会復帰の促進、被災労働者やその遺族の援護を図るため、社会復帰促進等事業を実施しております。

社会復帰促進等事業の主なものは以下のとおりです。

◎特別支給金の支給

業務災害又は通勤災害により労働者が傷病等を被った場合には、所定の保険給付がなされますが、保険給付のほか、一定額の特別支給金と特別給与を基礎とする特別年金や特別一時金が支給されます。

種 類		受けられる条件	受けられる額など	手続	
特別支給金	休業 特別支給金		休業 4 日目以降の休業 1 日につき給付基礎日額 の 20%	休業（補償）給付支給 請求書により同時申請	
	傷病	特別 支給金	療養の開始後 1 年 6 か月 経過しても傷病が治ゆせ ず、障害の程度が傷病等 級に該当するとき	114 万円（第 1 級） か ら 100 万円（第 3 級） ま での一時金	傷病（補償）年金の決定 を受けた者に支給する ので申請は要しない。
		特別 年金	傷病（補償）年金受給者	算定基礎日額の 313 日 分（傷病等級第 1 級）か ら 245 日分（傷病等級第 3 級）までの年金	
	障害	特別 支給金	障害（補償）給付受給者	342 万円（第 1 級） か ら 8 万円（第 14 級） ま での一時金	障害（補償）給付支給 請求書により同時申請
		特別 年金	障害（補償）年金受給者	算定基礎日額の 313 日 分（障害等級第 1 級）か ら 131 日分（障害等級第 7 級）までの年金	
		特別 一時金	障害(補償)一時金受給者	算定基礎日額の 503 日 分（障害等級第 8 級）か ら 56 日分（障害等級第 14 級）までの一時金	
	遺族	特別 支給金	遺族（補償）給付受給者	300 万円	遺族（補償）給付支給 請求書により同時申請
		特別 年金	遺族（補償）年金受給者	算定基礎日額の 245 日分（遺族 4 人以上）から 153 日分（遺族 1 人）までの年金	
		特別 一時金	遺族(補償)一時金受給者	算定基礎日額の 1,000 日 分の一時金	
	備考		※算定基礎日額とは、算定基礎年額を 365 で割って得た額です。 ※算定基礎年額とは、負傷又は発病の日以前 1 年間に当該労働者に対して支払 われた特別給与の総額（その額が当該労働者に係る給付基礎日額に 365 を乗 じて得た額の 20% に相当する額又は 150 万円のいずれか低い額を超える場合 には、当該 20% に相当する額又は 150 万円のいずれか低い額）です。 ※特別加入者には、特別年金及び特別一時金は支給されません。		

◎外科後処置

業務災害又は通勤災害での傷病が治ゆ又は症状固定した後でも、例えば、義肢を装着するために断端部の再手術を要するとか、顔面に残った醜状を軽減するために整形手術を要する場合等、治ゆ後に特定の診療が受けられる制度です。

外科後処置を受けられる方は、労災保険の障害（補償）給付の支給決定を受けた方のうち、外科後処置により失った労働能力を回復できる見込みのある方、あるいは、醜状を軽減し得る見込みのある方に限られます。

◎アフターケア

業務災害又は通勤災害での傷病が治ゆ又は症状固定した後でも、後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発生させるおそれのある疾病に対し、必要に応じ、予防その他の保健上の措置を講じる制度です。

対象傷病

- 1 せき髄損傷
- 2 頭頸部外傷症候群等（頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害、腰痛）
- 3 尿路系障害（尿道狭さく及び尿路変向術後）
- 4 慢性肝炎（HBe 抗原陽性及び C 型肝炎ウイルス感染、HBe 抗原陰性）
- 5 白内障等の眼疾患
- 6 振動障害
- 7 大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折
- 8 人工関節・人工骨頭置換
- 9 慢性化膿性骨髓炎
- 10 虚血性心疾患等（虚血性心疾患、ペースメーカー及び除細動器）
- 11 尿路系腫瘍
- 12 脳の器質性障害（一酸化炭素中毒、外傷による脳の器質的損傷、減圧症、脳血管疾患、有機溶剤中毒等）
- 13 外傷による末梢神経損傷
- 14 熱傷
- 15 サリン中毒
- 16 精神障害
- 17 循環器障害（弁損傷及び心膜病変、人工弁置換後、人工血管置換後）
- 18 呼吸機能障害
- 19 消化器障害
- 20 炭鉱災害による一酸化炭素中毒

◎義肢等の支給

業務災害又は通勤災害により、一定の欠損障害又は機能障害が残った方に対して、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用を支給する制度です。

支給される義肢等補装具は以下の 23 種目があり、それぞれの支給種目ごとに支給基準が定められています。

- 1 義肢
- 1- (2) 筋電電動義手
- 2 上肢装具及び下肢装具
- 3 体幹装具
- 4 座位保持装置
- 5 視覚障害者安全つえ
- 6 義眼
- 7 眼鏡（コンタクトレンズを含む）
- 8 点字器
- 9 補聴器
- 10 人工喉頭
- 11 車椅子
- 12 電動車椅子
- 13 歩行車
- 14 収尿器
- 15 ストマ用装具
- 16 歩行補助つえ
- 17 かつら
- 18 浣腸器付排便剤
- 19 床ずれ防止用敷ふとん
- 20 介助用リフター
- 21 フローテーションパッド（車椅子・電動車椅子用）
- 22 ギャッチベッド
- 23 重度障害者用意思伝達装置

◎各種援護金等

労災就学等援護費
休業補償特別援護金
長期家族介護者援護金
振動障害者社会復帰援護金
振動障害者雇用援護金
振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金
長期療養者職業復帰援護金
頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護
労災はり・きゅう施術特別援護措置

労働基準監督署等一覧

問い合わせ・相談・適用・給付関係用紙の請求は下記機関までお願いします。

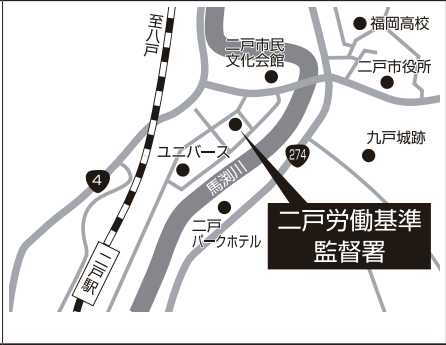
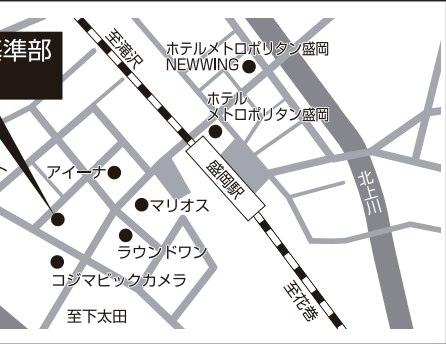
盛岡労働基準監督署		労災課 TEL019-907-9213	【管轄区域】 盛岡市 八幡平市 滝沢市 葛巻町 岩手町 雫石町 矢巾町 紫波町	盛岡労働基準監督署
〒 020-8523 盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎 6 階				

宮古労働基準監督署		TEL0193-62-6455	【管轄区域】 宮古市 田野畑村 岩泉町 山田町	宮古労働基準監督署
〒 027-0073 宮古市緑ヶ丘 5-29				

花巻労働基準監督署		労災課 TEL0198-20-2302	【管轄区域】 花巻市 西和賀町 遠野市のうち 宮守町 北上市・金ヶ崎町 奥州市のうち 水沢・江刺 胆沢	花巻労働基準監督署
〒 025-0076 花巻市城内 9-27 花巻合同庁舎 2 階				

釜石労働基準監督署		TEL0193-23-0651	【管轄区域】 釜石市 大槌町 遠野市 [宮守町を除く]	釜石労働基準監督署
〒 026-0041 釜石市上中島町 4-3-50 NTT 東日本上中島ビル 1 階				

一関労働基準監督署		TEL0191-23-4125	【管轄区域】 一関市 平泉町 奥州市のうち 衣川・前沢	一関労働基準監督署
〒 021-0864 一関市旭町 5-11				

二戸労働基準監督署	TEL0195-23-4131	【管轄区域】 二戸市 洋野町 軽米町 一戸町 九戸村 久慈市 野田村 普代村	
〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-1 二戸合同庁舎 2 階			
大船渡労働基準監督署	TEL0192-26-5231	【管轄区域】 大船渡市 住田町 陸前高田市	
〒022-0002 大船渡市大船渡町字台 13-14			
岩手労働局労働基準部 労災補償課	TEL019-604-3009	岩手労働局労働基準部 労災補償課	
〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎 5 階			

石綿（アスベスト）健康被害者のご遺族の皆様へ

石綿による健康被害は、仕事により発症したときは労災補償の対象となりますが、その対象とならない被害者を救済するために、石綿健康被害救済法が制定されています。

この法律により、石綿にさらされる業務に従事した労働者で石綿を原因とする中皮腫や肺がん等にかかったと認められ、令和 8 年 3 月 26 日までに亡くなった方のご遺族であって、労災保険給付を請求できる権利が時効（5 年）によって消滅している方には、特別遺族給付金が支給されます。

この特別遺族給付金を受給するためには、令和 14 年 3 月 27 日までに請求手続きを行う必要があります。

（※）お問い合わせ先：岩手労働局労災補償課（019-604-3009）または最寄りの労働基準監督署

雇用保険関係

雇用保険制度

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行います。

また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上を図るための事業等を行っています。

■ ■ 被保険者の範囲 ■ ■

適用事業に雇用される労働者は、労働者本人及び事業主の意思にかかわらず、原則として被保険者となります。

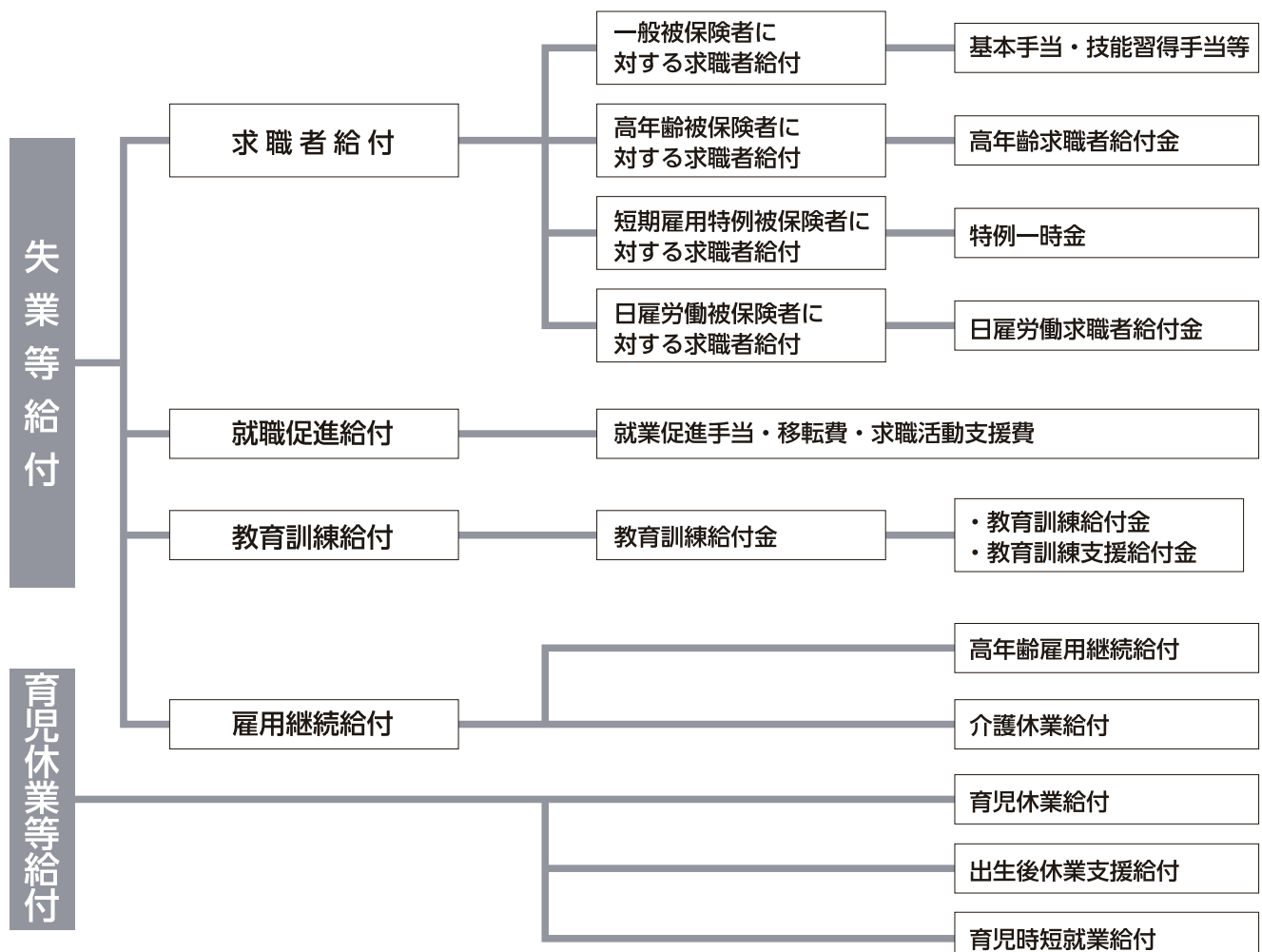
ただし、40 ページの「被保険者とならない者」に該当する労働者についてはこの限りではありません。

●被保険者の種類

1. 一般被保険者（2、3 及び 4 以外の被保険者）
2. 高年齢被保険者（65 歳以上の被保険者であって、3 及び 4 以外の者）
3. 短期雇用特例被保険者（季節的に雇用される者等）
4. 日雇労働被保険者（日々雇用される者及び 30 日以内の期間を定めて雇用される者）

■ ■ 失業等給付の種類 ■ ■

労働者（被保険者）が離職されたときなどに、一定の要件で失業等給付を受けることができます。



■ ■ 基本手当の給付日数 ■ ■

① . 契約期間満了、定年退職、自己の意思で離職された方（下記②及び③以外の全ての離職者）

被保険者で あった期間 離職日における年齢	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
全年齢	90 日	120 日	150 日

※「基本手当」は離職日時点で 65 歳未満の一般被保険者の方が対象です。

② . 倒産、解雇、一定の要件を満たす雇止め等で離職された方（下記③を除く）

被保険者で あった期間 離職日における年齢	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—
30 歳以上 35 歳未満		120 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満		150 日		240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日

③ . 障害者等の就職困難な方（1 年未満の場合は、上記②に該当する理由により離職された方のみ）

被保険者で あった期間 離職日における年齢	1 年未満	1 年以上
45 歳未満	150 日	300 日
45 歳以上 65 歳未満		360 日

※ 1 一定の要件を満たす雇止めにより離職された方には、暫定措置により②の表が適用されます。（令和 9 年 3 月 31 日までの間に離職された方が対象。）

※ 2 4 週間に 1 回、「失業の認定」を受けて支給されます。

※ 3 離職後 1 年以内に、基本手当や再就職手当などを受給せずに被保険者資格を再取得した場合には、被保険者であった期間が通算されます。

■ ■ 基本手当を受ける要件 ■ ■

原則として、離職の日以前 2 年間に賃金支払基礎日数が 11 日以上の方が 12 か月（倒産・解雇等により離職された方は、離職の日以前 1 年間のうちに 11 日以上の方が 6 か月）以上あり、再就職に対して積極的な意思といつでも就職できる能力がありながら、仕事に就くことができない状態にあることが必要です。

■ ■ 基本手当の日額 ■ ■

原則として、離職の日以前 6 か月間に支払われた賃金の合計金額を、180 で割った金額（賃金日額）のおよそ 45%~80% になります（基本手当の日額については、別途上限が定められています）

雇用保険の被保険者

1. 被保険者となる者

適用事業に雇用される労働者は、原則として次の「被保険者とならない者」を除き、労働者本人及び事業主の意思にかかわらず雇用された日から被保険者となります。

被保険者とならない者

- (1) 1 週間の所定労働時間が 20 時間未満である者
- (2) 同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者
- (3) 季節的に雇用される者であって次のいずれかに該当する者
 - ・ 4 か月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・ 1 週間の所定労働時間が 30 時間未満である者
- (4) 学校教育法第 1 条に規定する学校等の学生または生徒
- (5) 船員であって特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用される者（1 年を通じて船員として雇用される場合を除く。）
- (6) 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、雇用保険の求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者

2. 被保険者の種類

(1) 一般被保険者

高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の被保険者をいいます。

(2) 高年齢被保険者

65 歳以上の被保険者をいいます。（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）

(3) 短期雇用特例被保険者

季節的に雇用される者のうち、次のいずれにも該当しない者をいいます。

- ・ 4 か月以内の期間を定めて雇用される者
- ・ 1 週間の所定労働時間が 30 時間未満である者

なお、同一の事業主に引き続いて 1 年以上雇用されるに至った日（以下「切替日」といいます。）以後は、切替日から一般被保険者（65 歳以上の場合は高年齢被保険者）となります。

(4) 日雇労働被保険者

日々雇用される者または 30 日以内の期間を定めて雇用される者をいいます。

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」のご案内

●雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

- 従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。

これに対し、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する 65 歳以上の労働者が、そのうち 2 つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、**本人からハローワークに申出を行う**ことで、**申出を行った日から**特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度です。

- マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合^{※1}には、一定の要件^{※2}を満たせば、高年齢求職者給付金（被保険者であった期間に応じて基本手当日額^{※3}の 30 日分または 50 日分の一時金）を受給することができるようになります。

※ 1…2 つの事業所のうち 1 つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。

ただし、上記 2 つの事業所以外の事業所で就労をしており、離職していないもう 1 つの事業所と当該 3 つ目の事業所を併せて、マルチ高年齢被保険者の要件を満たす場合は、被保険者期間が継続されるため、受給することができません。

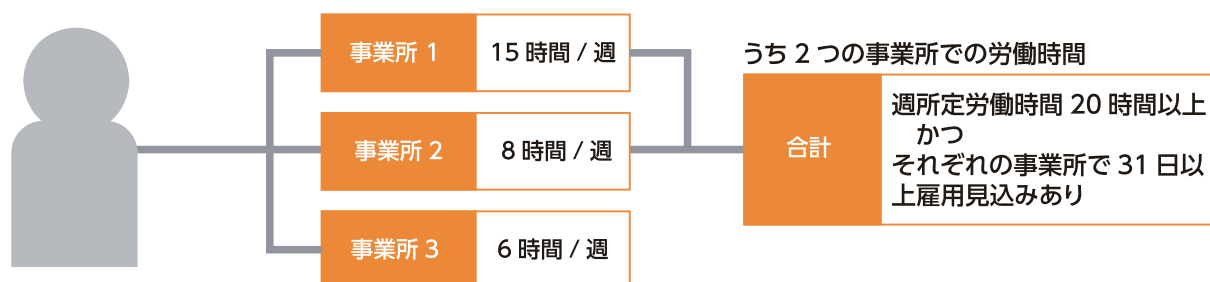
※ 2…離職の日以前 1 年間に、被保険者期間が通算して 6 か月以上あること等の要件があります。

※ 3…原則として離職の日以前の 6 か月間に支払われた賃金の合計を 180 で割って算出した金額の、およそ 5~8 割となっており、賃金の低い方ほど高い率となります。

●雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たす必要があります。雇用保険マルチジョブホルダー制度の場合、雇用保険の適用には本人の申出が必要です。加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、**任意脱退はできません**。

- 1 複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者であること
- 2 2 つの事業所（1 つの事業所における 1 週間の所定労働時間が 5 時間以上 20 時間未満）の労働時間を合計して 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
- 3 2 つの事業所のそれぞれの雇用見込みが 31 日以上であること



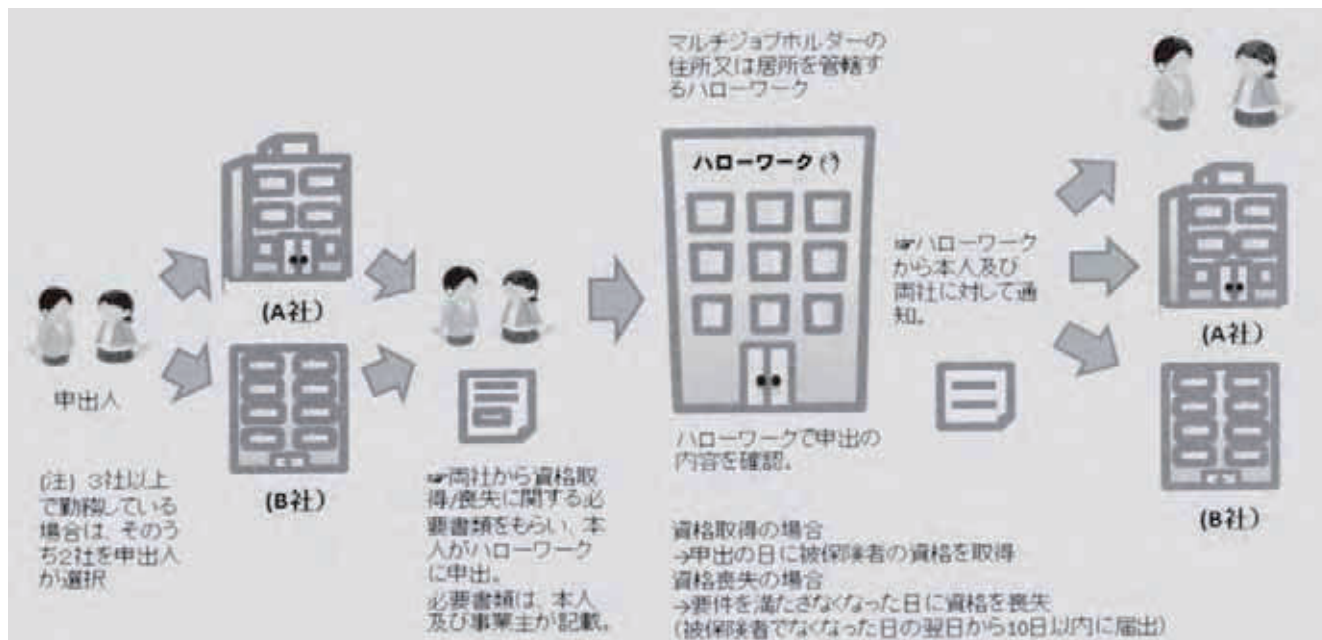
※ 上記の 1 と 2 の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、2 を離職しても、1 と 3 の労働時間が週 20 時間以上あるため、1 と 2 で喪失に係る届出後、改めて 1 と 3 の雇入に係る届出が必要です。

●基本的な手続の流れ

通常、雇用保険資格の取得・喪失手続は、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する**本人が手続を行う必要**があります。

事業主の皆さまは、本人からの依頼に基づき、**手続に必要な証明**（雇用の事実や所定労働時間など）を行ってください。これを受けて、本人が、適用を受ける2社の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。

なお、当該手続は、電子申請での届出は行っておりませんのでご留意願います。



■ ■ 事業主の皆さまへのお願いと注意点 ■ ■

- マルチジョブホルダーが雇用保険の適用を受けるためには、**事業主の皆さまの協力が必要不可欠**です。労働者から手続に必要な証明を求められた場合は、**速やかなご対応**をお願いします。事業主の協力が得られない場合は、ハローワークから事業主に対して確認を行います。
- 雇用保険の成立手続が済んでいない場合は、別途手続が必要になります。
- マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、**不利益な取扱いを行うことは法律上禁じられています**。
- マルチジョブホルダーがマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から**雇用保険料の納付義務が発生**します。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の詳しい情報は

雇用保険マルチジョブホルダー制度の申請パンフレットをご覧ください
近くのハローワークにご相談ください。

岩手労働局 公共職業安定所管轄区域

検 索



雇用保険の適用関係各種届出等

区分	種 類	内 容
事業所関係	適用事業所設置届	適用事業を開始した場合や支店、工場等を増設した場合等。
	事業主事業所各種変更届	事業主の氏名（法人を除く）、名称、所在地、事業の内容等に変更があった場合。
	適用事業所廃止届	事業所を廃止した場合または被保険者を雇用しなくなった場合等。
	事業所非該当承認申請書	一の経営組織として独立性を有しない施設の場合。
	代理人選任・解任届	事業主に代わって代理人の名において事務を処理させようとする場合またはその代理人を解任した場合。
被保険者関係	被保険者資格取得届	被保険者となる労働者を雇用した場合。
	被保険者転勤届	被保険者が転勤した場合。
	被保険者資格喪失届	被保険者が離職その他の事由で被保険者でなくなった場合。
	被保険者離職証明書	被保険者が離職により資格喪失した場合（本人が不要の申し出をした場合を除く）、または後日必要が生じた場合。
	被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書	育児休業、介護休業、または育児・介護に伴う勤務時間短縮措置により賃金が喪失、低下している期間中またはその直後に倒産、解雇等の理由により離職した場合。
高年齢雇用継続給付関係	高年齢雇用継続給付受給資格確認票	被保険者が60歳に達した場合、または60歳以上の労働者を雇用し被保険者資格取得をした場合であって、高年齢雇用継続給付の受給資格を確認する場合等。
	被保険者六十歳到達時等賃金証明書	高年齢雇用継続給付の初回支給申請を行う場合、または被保険者から求められた場合等。
	高年齢雇用継続給付支給申請書	被保険者であった期間が通算して5年以上であり、60歳到達時等賃金と比べて75%未満に賃金が低下した場合（65歳未満に限る）。

区分	種 類	内 容
育 児 休 業 給 付 関 係	育児休業給付受給資格 確 認 票	一般被保険者または高年齢被保険者が、子の出生日（出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日）から8週間を経過する日の翌日までの期間内に、4週間（28日）以内の期間を定めて、当該子を養育するための出生時育児休業を取得した場合、または、1歳（一定の要件を満たす場合は1歳2か月。さらに保育所等における保育の実施が行われないなどの場合は1歳6か月または2歳）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合であって、休業中賃金が休業開始時賃金月額と比べて80%未満に低下する場合。
	被保険者休業開始時賃金 月額証明書（育児休業）	・一般被保険者または高年齢被保険者が期間雇用者（期間を定めて雇用される者）である場合は、上記のほか、出生時育児休業給付金の場合は、子の出生日（出産予定日前に子が出生した場合は、出産予定日）から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに、育児休業給付金の場合は、子が1歳6か月（1歳6か月後の期間について育児休業を取得する場合は2歳）までの間に、その労働契約が満了することが明らかでないこと。
	出生時育児休業給付金 支 給 申 請 書 または (初回) 育児休業給付金 支 給 申 請 書	・出生時育児休業給付金の支給申請は、「育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書」により受給資格確認と同時に行う必要があります。育児休業給付金は、受給資格確認のみを行う場合、「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」を育児休業給付受給資格確認票として提出してください。（「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」を使用して、育児休業給付金の初回支給申請を受給資格確認と併せて行うことも可能です。）
介 護 休 業 給 付 関 係	被保険者休業開始時賃金 月額証明書（介護休業）	一般被保険者または高年齢被保険者が、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫を介護するために介護休業を取得した場合であって、休業中賃金が休業開始時賃金月額と比べて80%未満に低下する場合。
	介護休業給付金支給 申 請 書	・一般被保険者または高年齢被保険者が期間雇用者（期間を定めて雇用される者）である場合は、上記のほか、「休業開始後93日経過する日から6か月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかでないこと。」

(注)

- ①各種届出等は、原則として事業主が管轄のハローワークに提出してください。
- ②雇用継続給付等（高年齢、育児、介護）関係の受給資格確認票及び支給申請書については、できるだけ事業主を経由して提出するようにしてください。

雇用保険の失業等給付

区分	給付の種類		受けられる要件	受けられる額など
求職者給付	一般被保険者に対する求職者給付	基本手当	一般被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前2年間（疾病、負傷等の期間がある場合には最大4年間）に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上（倒産・解雇等により離職された方は、離職の日以前1年間に11日以上ある月が6か月以上）ある場合。	・基本手当の日額は、原則として離職前6か月に支払われた賃金の総額を180で除して得た額のおよそ45～80%となります。 ・受けることができる最大限の日数（所定給付日数）は、離職理由、離職日における年齢及び被保険者であった期間に応じて90日～330日（障害者等の就職困難者は150日～360日）となります。
		技能習得手当	受給資格者が安定所の指示により公共職業訓練を受講した場合。	・受講手当（日額500円で40日分を限度） ・通所手当（片道2km以上で月額42,500円を限度）
		寄宿手当	受給資格者が安定所の指示した公共職業訓練を受けるために、同居の扶養親族と別居して寄宿した場合。	原則として月額10,700円
		傷病手当	受給資格者が離職後安定所に来所し、求職の申込みをした後において15日以上引き続いて疾病のため職業に就けない状態となった場合。	基本手当の日額に相当する額が所定給付日数及び受給期間の範囲内で支給されます。
	高年齢被保険者に対する求職者給付	高年齢求職者給付金	高年齢被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前1年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が6か月以上ある場合。	・日額は上記の基本手当と同様となります。 ・給付日数は被保険者であった期間が1年未満は30日分、1年以上は50日分となり、一時金として支給されます。
付	短期雇用特例被保険者に対する求職者給付	特例一時金	短期雇用特例被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある場合で、離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月（1暦月において賃金支払基礎日数が11日以上あるものを1か月として計算）以上ある場合。	・日額は基本手当と同様となります。 ・給付日数は一律40日分（当分の間）となり、一時金として支給されます。

区分	給付の種類	受けられる要件	受けられる額など
	再就職手当	受給資格者が安定した職業に就いた場合において、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上である場合。	給付日数を3分の2以上残した場合は基本手当日額×支給残日数×70%、給付日数を3分の1以上残した場合は基本手当日額×支給残日数×60%。
	常用就職支度手当	受給資格者である障害者等の就職困難者が安定した職業に就いた場合において、基本手当の支給残日数がある場合であって一定の要件を満たした場合。	支給残日数に応じて18日～36日に基本手当日額を乗じて得た額。
	就業促進定着手当	再就職手当の支給を受けた方で、再就職先に6か月以上雇用され、再就職先での6か月間の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合。	基本手当の支給残日数の20%を上限として、低下した賃金の6か月分。
	移 転 費	受給資格者等がハローワーク等の紹介した職業に就くため、またはハローワークから指示された公共職業訓練を受けるために住所を変更しなければならない場合であって一定の要件を満たした場合。	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、移転料及び着後手当の6種類があり、それぞれ定める額。
	広域求職活動費	受給資格者等がハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合であって一定の要件を満たした場合。	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、及び宿泊料の5種類があり、それぞれ定める額。
	短期訓練受講費	受給資格者等がハローワークの職業指導により再就職に必要な1か月未満の教育訓練を受け修了した場合であって一定の要件を満たした場合。	受講のために支払った費用の20%に相当する額。（その額が10万円を超える場合は10万円）
	求職活動関係役務利用費	受給資格者等が、求人者との面接等をしたり、教育訓練を受講するため、その子に関して保育等サービスを利用した場合であって一定の要件を満たした場合。	・保育等サービス利用のために支払った費用の80%に相当する額。（1日の支給上限額6,400円） ・支給対象となる上限日数は、求人者との面接等をした場合15日、対象訓練を受講した場合60日。
教育訓練給付	教育訓練給付	①「一般教育訓練受講に係る教育訓練給付金」 一定の要件を満たす一般被保険者及び高年齢被保険者（以下「一般被保険者等」という。）または一般被保険者等であった者が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し、修了した場合。 ②「特定一般教育訓練受講に係る教育訓練給付金」 一定の要件を満たす一般被保険者等または一般被保険者等であった者が、厚生労働大臣の指定する特定一般教育訓練を受講し、修了した場合。 ※受講する前に、厚生労働大臣が定めるキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを受ける必要があります。 ③「専門実践教育訓練受講に係る教育訓練給付金」 一定の要件を満たす一般被保険者等または一般被保険者等であった者が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し、修了した場合。 ※受講する前に、厚生労働大臣が定めるキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを受ける必要があります。	①「一般教育訓練受講に係る教育訓練給付金」 教育訓練経費の20%（上限10万円、4千円を超えない場合は支給されません。）。 ②「特定一般教育訓練受講に係る教育訓練給付金」 教育訓練経費の40%（上限20万円、4千円を超えない場合は支給されません。）。 受講修了した方で、あらかじめ定められた資格を取得し、受講修了日の翌日から起算して1年以内に一般被保険者として雇用された場合は、教育訓練経費の10%（上限5万円）を追加支給。 ③「専門実践教育訓練受講に係る教育訓練給付金」 教育訓練経費の50%（1年間の支給上限額40万円、4千円を超えない場合は支給されません。）。 受講修了した方で、あらかじめ定められた資格を取得し、受講修了日の翌日から起算して1年以内に一般被保険者として雇用された場合は、教育訓練経費の20%（1年間の支給上限額16万円）を追加支給。 受講修了した方で、資格取得・一般被保険者として雇用され、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%（1年間の支給上限額8万円）を追加支給。

区分	給付の種類	受けられる要件	受けられる額など
雇用継続給付等	高年齢雇用継続給付	被保険者であった期間が5年以上である一般被保険者が、60歳以降求職者給付を受給することなく、60歳到達等時点の賃金に比べて75%未満の賃金で雇用されている場合に支給される「基本給付金」と、失業等給付の基本手当を受給していた方が再就職し、その支給残日数が100日以上ある場合であって算定対象期間が5年以上あり、原則として基本手当の算定の基礎となった賃金日額の30日分の額の75%未満の賃金で雇用されている場合に支給される「再就職給付金」の2種類があります。	・支給額は支払われた賃金の10%相当額を限度として、賃金の低下率により計算されます。 ・支給期間は、「基本給付金」は60歳に到達した月から65歳に達する月までとなり、「再就職給付金」は、基本手当の支給残日数が200日以上の場合は2年間、100日以上200日未満の場合は1年間となります。ただし、65歳に達する月までの間となります。
	育児休業給付	一般被保険者または高年齢被保険者が、休業開始前の2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上ある等の一定の要件を満たした場合であって、子の出生日（出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日）から8週間を経過する日の翌日までの期間内に、4週間（28日）以内の期間を定めて、当該子を養育するための出生時育児休業を取得した場合に支給される「出生時育児休業給付金」と、1歳（一定の要件を満たす場合は1歳2か月。さらに一定の要件を満たす場合は1歳6か月または2歳）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に支給される「育児休業給付金」の2種類があります。	・「出生時育児休業給付金」の支給額は、原則として休業開始時賃金日額×休業期間の日数（28日が上限）×67%です。 ・「育児休業給付金」の支給額は、支給対象期間（1か月）当たり、原則として休業開始時賃金日額×支給日数の67%（育児休業の開始から181日目以降は50%）です。 - また、支給期間は、育児休業開始日から1歳（一定の要件を満たす場合は1歳2か月。さらに一定の要件を満たす場合は1歳6か月または2歳）に達する日の前日までです。 ・出生時育児休業給付金が支給された日数も、育児休業給付金の支給率67%の上限日数である180日に通算されます。
	介護休業給付	一般被保険者または高年齢被保険者の、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫を介護するために介護休業を取得した場合であって、休業開始前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上ある場合であって、一定の要件を満たした場合。	・支給額は、原則として休業開始時賃金日額×支給日数×67%です。 ・支給期間は、介護休業開始日から起算した1か月ごとの各期間（支給単位期間）について、一回の介護休業につき、最大3支給単位期間を支給。なお、93日を限度に3回までに限り支給。

※令和7年4月より、被保険者とその配偶者の両方が14日以上育児休業を取得する場合に、最大28日間、休業開始前賃金の13%に相当する額を支給する「出生後休業支援給付」を創設し、育児休業給付と合わせて給付率を80%、手取りで10割相当へと引き上げることとしているほか、被保険者が2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%相当額を支給する「育児時短就業給付」が創設されました。厚生労働省のホームページや、ハローワークでのリーフレットなどで詳細な情報をご確認ください。

●雇用保険二事業について

雇用保険事業は、労働者が失業した場合、雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うほか、事業主に対する助成及び援助として、**雇用安定事業**、**能力開発事業**があり、これらを雇用保険二事業といいます。

これらの二事業は超高齢社会への移行、景気の変動、急速な技術革新などに適確に対処し、質量両面にわたる完全雇用を達成することを目的にしたものです。

《雇用安定事業》

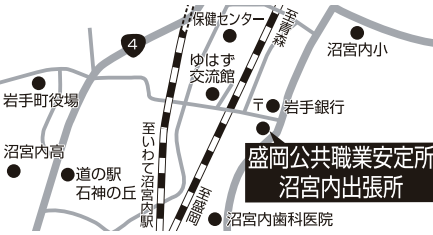
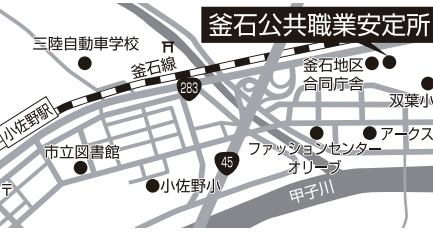
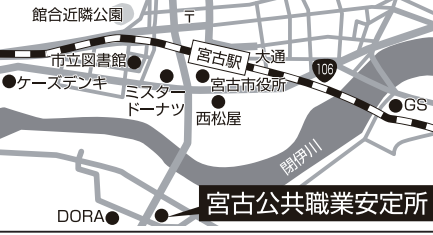
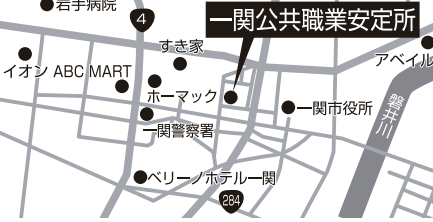
雇用保険の被保険者等に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大、その他雇用の安定を図るための制度で、事業主の皆様への助成金としては、高年齢者や障害者など就職が特に困難な者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に支給される〔特定求職者雇用開発助成金〕や、景気の変動などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業・教育訓練、または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に支給される〔雇用調整助成金〕などがあります。

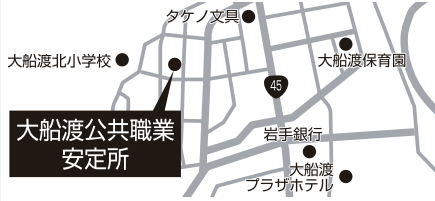
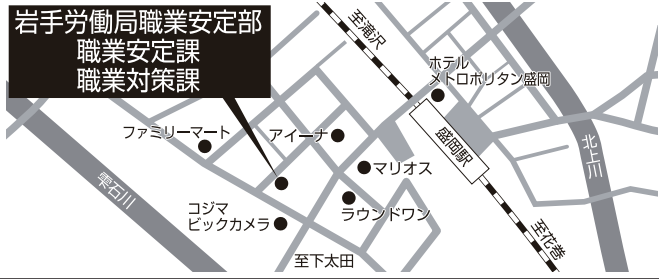
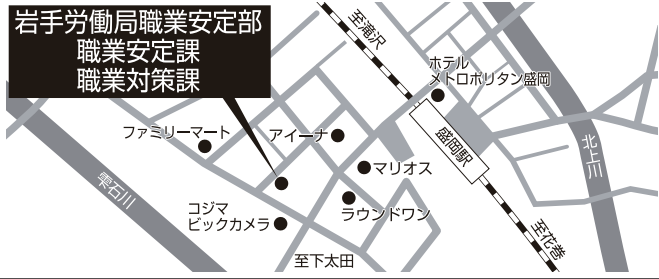
《能力開発事業》

雇用保険の被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、その能力の開発・向上を促進するための制度で、事業主の皆様への給付金としては、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練を実施した場合等に支給される〔人材開発支援助成金〕などがあります。



公共職業安定所(ハローワーク)等一覧

盛岡公共職業安定所 〒 020-0885 盛岡市紺屋町 7-26	雇用保険適用課 TEL019-624-8906 雇用保険給付課 TEL019-624-8907	【管轄区域】 盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 矢巾町 紫波町	
盛岡公共職業安定所 沼宮内出張所 〒 028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内 7-11-3	TEL0195-62-2139	【管轄区域】 岩手町 葛巻町	
釜石公共職業安定所 〒 026-0043 釜石市新町 6-55	TEL0193-23-8609	【管轄区域】 釜石市 大槌町	
釜石公共職業安定所 遠野出張所 〒 028-0524 遠野市新町 2-7	TEL0198-62-2842	【管轄区域】 遠野市	
宮古公共職業安定所 〒 027-0038 宮古市小山田 1-1-1 宮古合同庁舎 1 階	TEL0193-63-8609	【管轄区域】 宮古市 田野畑村 岩泉町 山田町	
花巻公共職業安定所 〒 025-0076 花巻市城内 9-27 花巻合同庁舎 1 階	TEL0198-23-5118	【管轄区域】 花巻市	
一関公共職業安定所 〒 021-0026 一関市山目字前田 13-3	TEL0191-23-4135	【管轄区域】 一関市 平泉町	

水沢公共職業安定所 TEL0197-24-8609		【管轄区域】 奥州市 金ヶ崎町	
〒023-8502 奥州市水沢東中通り 1-5-35			
北上公共職業安定所 TEL0197-63-3314		【管轄区域】 北上市 西和賀町	
〒024-0091 北上市大曲町 5-17			
大船渡公共職業安定所 TEL0192-27-4165		【管轄区域】 大船渡市 陸前高田市 住田町	
〒022-0002 大船渡市大船渡町字赤沢 17-3 大船渡合同庁舎			
二戸公共職業安定所 TEL0195-23-3341		【管轄区域】 二戸市 一戸町 軽米町 九戸村	
〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-1 二戸合同庁舎 1 階			
久慈公共職業安定所 TEL0194-53-3374		【管轄区域】 久慈市 洋野町 野田村 普代村	
〒028-0051 久慈市川崎町 2-15			
岩手労働局職業安定部 職業安定課 TEL019-604-3004 職業対策課 TEL019-604-3005			
〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎 5 階			
岩手労働局 雇用保険電子申請 事務センター TEL019-621-5010			
〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通 2-9-1 マリオス 5 階			
岩手労働局 職業対策課 助成金センター TEL019-606-3285			
〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通 2-9-1 マリオス 19 階			

別 表

別表 1

● 労災保険における役員・同居の親族の適用範囲（例示） ●

下記の適用範囲は例示のため、判断に迷う場合は労働保険徴収室か最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

		労働者として扱わない者	労働者として扱う者
法人の代表者・役員	株式会社	- 代表取締役 - 定款・取締役規則・取締役会の決定により業務執行権を付与されている取締役 - 監査役	業務執行権を有しない取締役及び監査役で、業務執行権を有する取締役の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金（一般の労働者と同様の条件で支払われているもの）を受けている者。
	特例有限会社（旧有限会社）	株式会社に同じ	株式会社に同じ
	合資会社 （無限責任社員＋有限責任社員）	- 各社員 - ただし、定款により代表社員または業務執行社員を定めた場合及び定款等に業務の執行について別段の定めがある場合を除く。	業務執行から除外された社員で、業務執行権を有する社員の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金（一般の労働者と同様の条件で支払われているもの）を受けている者。
	合名会社 （無限責任社員のみ）		
	合同会社 （有限責任社員のみ）		
	一般社団法人 公益財団法人	- 代表理事 - 理事会の決議により業務を執行する理事を定めた場合は、その理事。 - ただし、定款に業務の執行について別段の定めがある場合を除く。	業務執行から除外された理事で、業務執行権を有する理事の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金（一般の労働者と同様の条件で支払われているもの）を受けている者。
	中小企業等協同組合	- 代表理事 - 規約で業務執行理事を定めた場合は、その理事。 - ただし、定款に業務の執行について別段の定めがある場合を除く。	業務執行から除外された理事で、業務執行権を有する理事の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金（一般の労働者と同様の条件で支払われているもの）を受けている者。
	農業協同組合		
	漁業協同組合		
	特定非営利活動法人（NPO 法人）	- 各理事 - ただし、定款に業務の執行について別段の定めがある場合を除く。	業務執行から除外された理事で、業務執行権を有する理事の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金（一般の労働者と同様の条件で支払われているもの）を受けている者。
同居の親族		原則として「労働者」にはなりません。	常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等、事業主や役員の指揮監督を受けて労働に従事し、就労実態（勤務時間・休日・休暇等）や賃金の支払に関して一般の労働者と同様の条件である場合には、「労働者」として取り扱われる場合もあります。

別表 2

●雇用保険における役員・同居の親族の適用範囲(例示)●

下記の適用範囲は例示のため、判断に迷う場合は労働保険徴収室か最寄りのハローワークにご相談ください。

		労働者として扱わない者	労働者として扱う者
法人の代表者・役員	株式会社	- 代表取締役 - 監査役 - 取締役は原則として「被保険者」にはなりません。	業務執行から除外された取締役（会社を代表しない取締役）であって、同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員の身分を有する者で、給与（役員報酬は除く）支払等の面からみて、労働者の性格の強い者であって、雇用関係ありと認められる者。
	特例有限会社（旧有限会社）	株式会社に同じ	株式会社に同じ
	合資会社（無限責任社員＋有限責任社員）	- 各社員は原則として「被保険者」にはなりません。 - 代表社員 - 業務執行社員	左記以外の社員で、労働者の性格が強い者であって、雇用関係ありと認められる者。 労働者の性格の判断は、株式会社と同じ。
	合名会社（無限責任社員のみ）		
	合同会社（有限責任社員のみ）		
	一般社団法人 公益財団法人	- 代表理事 - 理事（役員報酬のみを受けている者）	給与（役員報酬は除く）支払等の面からみて、労働者の性格の強い者であって、雇用関係ありと認められる者。
	中小企業等協同組合		
	農業協同組合		
	漁業協同組合		
	特定非営利活動法人（NPO 法人）	各理事は原則として「被保険者」にはなりません。	給与（役員報酬は除く）支払等の面からみて、労働者の性格の強い者であって、雇用関係ありと認められる者。
同居の親族		個人事業の事業主と同居している親族は、原則として「被保険者」にはなりません。 法人の代表者と同居している親族については、形式的には法人であっても実質的に代表者の個人事業と認められる場合があり、この場合も「被保険者」にはなりません。	事業主と利益を一にする地位（取締役等）にない者であって、事業主の指揮命令を受けて労働に従事し、就業実態（勤務時間・休日・休暇等）や賃金の支払に関して他の労働者と同様になされている場合は、「被保険者」となります。

●労災保険対象労働者の範囲●

適用事業場に使用され、賃金を支払われる者は、**本人が希望するか否かを問わず全て労働者**となります。

	労働者とならない者	労働者となる者
請負契約による請負人	原則として「労働者」にはなりません。	請負のような形式をとっても、その実態において使用従属関係が認められるときは「労働者」となります。
委任契約による受託者	原則として「労働者」にはなりません。	委託のような形式をとっても、その実態において使用従属関係が認められるときは「労働者」となります。
共同経営	原則として「労働者」にはなりません。	民法第 667 条の組合契約、あるいは中小企業協同組合法の組合経営等から判断し、実態において使用従属関係が認められるときは「労働者」となります。
2 以上の適用事業主に雇用される者		それぞれの事業の「労働者」となります。
引き続き長期にわたり欠勤している者		雇用関係が存続する限り（賃金の支払を受けていると否とを問いません。）「労働者」となります。
短時間就労者 (いわゆるパートタイマー)		すべて「労働者」となります。
清算中の会社の労働者		すべて「労働者」となります。
季節的労働者		すべて「労働者」となります。
昼間学生	学校からの実習授業で、受ける金銭が賃金と認められない限り、「労働者」にはなりません。	左記以外の者は、すべて「労働者」となります。
生命保険会社の外務員等	委任契約による外務員	「委託契約による受託者」と同様、使用従属関係が認められ、事業主の支配拘束を受けている者は「労働者」となります。
家事使用人	原則として「労働者」にはなりません。	
臨時的に雇用される者		すべて「労働者」となります。
国外で雇用される者	「労働者」にはなりません。	国内にある事業場からの派遣による場合は、「特別加入」という制度があります。
在日外国人		使用従属関係が認められる限り、すべて「労働者」となります。

別表 4

●雇用保険対象被保険者の範囲●

適用事業所に雇用される労働者は、次の被保険者とならない者を除き、**本人が希望するか否かを問わず被保険者**となります。

	被保険者とならない者	被保険者となる者
請負契約による請負人	原則として「被保険者」にはなりません。	請負のような形式をとっても、その実態において雇用関係が明確に認められる者は「被保険者」となります。
委任契約による受託者	原則として「被保険者」にはなりません。	委託のような形式をとっても、その実態において雇用関係が明確に認められる者は「被保険者」となります。
共同経営	原則として「被保険者」にはなりません。	民法第 667 条の組合契約、あるいは中小企業協同組合法の組合経営等から判断し、実態において雇用関係ありと認められる者は「被保険者」となります。
2 以上の適用事業主に雇用される者		その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける一方の事業所の「被保険者」となります。
引き続き長期にわたり欠勤している者		雇用関係が存続する限り（賃金の支払を受けていると否とを問いません。）「被保険者」となります。
清算中の会社の労働者		すべて「被保険者」となります。
季節的労働者	季節的事業（4 か月以内の期間を予定して行われるもの）に雇用されるもの	季節労働者であっても、当初から 4 か月を超える雇用契約をする場合は「被保険者」となります。 また、4 か月以内の期間で契約した者が、この期間を超えて引き続き雇用された場合は、その超えた日から「被保険者」となります。
昼間学生	学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条に規定する各種学校の学生または生徒は、被保険者となりません。また、昼間学生が夜間等において就労しても、「被保険者」にはなりません。	次のいずれかに該当する場合は、「被保険者」となります。 ① 卒業見込証明書を有する者で、卒業前に就職し、卒業後も引き続きその事業主に雇用される者であること。 ② 休学中の者または出席日数が課程終了の要件となっていない学校に在学する者で、その事業において同種の業務に従事する通常の労働者と同様に勤務し得ると認められる者であること。
生命保険会社の外務員等	委任契約による外務員等	「委託契約による受託者」と同様、雇用関係が明確に認められ、事業主の支配拘束を受けている者は「被保険者」となります。
家事使用人	主として家事に従事する者は、被保険者にはなりません。	事業主に雇用され、主として家事以外の労働に従事することを本務とする者が例外的に、家事に使用されても「被保険者」となります。
国外で雇用される者	国外で直接雇用される者	国内から出張・派遣・出向によって、国外で就労する者であっても、国内事業主との雇用関係が継続している場合は、その期間も「被保険者」となります。
在日外国人	外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けている者	左記以外の者は国籍いかんを問わず「被保険者」となります。
船員	船員であって特定漁船に乗り組むために雇用される者（1 年を通じて船員として雇用される場合を除く。）は「被保険者」にはなりません。	適用事業所に雇用される船員は、被保険者となります。なお、予備船員制度がある事業所にあっては、一航海ごとに交わされる雇入契約等と関わりなく、また予備船員制度がない事業所にあっては、一航海ごとに交わされる雇入契約等による雇用期間において「被保険者」となります。
外国人技能実習生	入国当初に雇用期間に基づかない「講習」が行われる場合は、その講習期間は「被保険者」にはなりません。	在留資格が「技能実習 1 号のイまたはロ」「技能実習 2 号のイまたはロ」「技能実習 3 号のイまたはロ」の活動に従事するとして受け入れられ、技能等の修得活動を行う場合は、「被保険者」となります。

別表 5

●労働保険料算定に係る賃金の範囲●

労働保険における賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者（年度途中の退職者を含みます。）に対して賃金、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず労働の対償として支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。

また、保険料算定期間（4月1日～3月31日）に支払いが確定した賃金は、算定期間中に実際に支払われていなくとも算入してください。

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給・日給・月給、臨時・日雇労働者・パート・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結 婚 祝 金 死 亡 弔 慰 金 災 害 慰 労 金 年 功 賞 金 勤 続 賞 金	労働協約・就業規則等の定めがある とないを問わない
通勤手当	課税分、非課税分を問わない（※1）		
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与		
超過勤務手当 深夜手当等	通常の通勤時間以外の労働に対して 支払う残業手当等	出 張 旅 費 宿 泊 手 当	実費弁償と考えられるもの
扶養手当 養子手当 家族手当	労働者本人以外の者について支払う 手当		
技能手当 特殊作業手当 教育手当	労働者個々の能力、資格等に対して 支払う手当や、特殊な作業に就いた 場合に支払う手当	工具手当	労働者が自己の負担で用意した用具 に対して手当を支払う場合
在宅勤務手当	在宅勤務を行うことのみを要件とし て、就業規則等の定めに基づき定額 を支払う手当（※2）	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくも の法定額60%を上回った差額を含 めて賃金としない
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手 当等	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者 を解雇する際、解雇日の30日以前に 予告をしないで解雇する場合に支払 う手当
住宅手当	家賃補助のために支払う手当	財産形成貯蓄 等のため事業 主が負担する 奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労 者の財産形成貯蓄を援助するために 事業主が一定の率又は額の奨励金を 支払う場合（持株奨励金など）
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等		
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主 の責に帰すべき事由により支払う手当		
宿直・日直手当	宿直・日直等の手当	会社が全額負担 する生命保険の 掛け金	労働者を被保険者として保険会社と 生命保険等厚生保険の契約をし、事 業主が保険料を全額負担するもの
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する 場合		
昇給差額	離職後支払われた場合で在職中に支 払いが確定したものを含む	持家奨励金	労働者が持家取得のため融資を受け ている場合で事業主が一定の率又は 額の利子補給金等を支払う場合
前払い退職金	支給基準・支給額が明確な場合は原 則として含む	住宅の貸与を受け る利益（福利 厚生施設として 認められるもの）	住宅貸与されない者全員に対し（住 宅）均衡手当を支給している場合は、 賃金となる場合がある
その他	労働協約、就業規則、労働契約、労 使協定（休業協定）等によってあら かじめ支給条件が明確にされたもの		

（※1）在宅勤務が行われる際の交通費の取扱いについては以下となります。

当該日における労働契約上の労務提供地	「自宅・企業」間の移動に要する費用の取扱い
自宅	業務として一時的に出社する場合は実費弁償
企業	通勤手当

（※2）就業規則等により、在宅勤務手当のうち業務の遂行に必要な費用の実費弁償に当たることが明らかである部分は、賃金に含まれません。

●労務費率・保険料率表●

令和 6 年 4 月 1 日改定

事業の種類 の 分 類	事業の 種 類 の 番 号	事 業 の 種 類	労務費率 (%)	保険料率 (1/1,000)
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19	34
	32	道路新設事業	19	11
	33	舗装工事業	17	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	19	9
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23	9.5
	38	既設建築物設備工事業	23	12
	36	機械装置の組立又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの 38	6
			その他のもの 21	
	37	その他の建設事業	23	15

別表 7

● 労 災 保 険 率 表 ●

令和 6 年 4 月 1 日改定

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類		労災保険率 (1/1,000)
林業	02	林業	木材伐出業	52
	03		その他の林業	
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）		18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業		37
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石炭鉱業		88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		13
	24	原油又は天然ガス鉱業		2.5
	25	採石業		37
	26	その他の鉱業		26
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業		34
建設事業	32	道路新設事業		11
	33	舗装工事業		9
	34	鉄道又は軌道新設事業		9
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）		9.5
	38	既設建築物設備工事業		12
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業		6
	37	その他の建設事業		15
製造業	41	食料品製造業		5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業		4
	44	木材又は木製品製造業		13
	45	パルプ又は紙製造業		7
	46	印刷又は製本業		3.5
	47	化学工業		4.5
	48	ガラス又はセメント製造業		6
	66	コンクリート製造業		13
	62	陶磁器製品製造業		17
	49	その他の窯業又は土石製品製造業		23
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）		6.5
	51	非鉄金属精錬業		7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く）		5
	53	鋳物業		16
	54	金属製品製造業又は金属加工業 （洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く）		9
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く）		6.5
	55	めっき業		6.5
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）		5
	57	電気機械器具製造業		3
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）		4
	59	船舶製造又は修理業		23
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）		2.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		3.5
	61	その他の製造業		6
運輸業	71	交通運輸事業		4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）		8.5
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）		9
	74	港湾荷役業		12
電気・ガス・水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業		3
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業		42
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業		13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業		13
	93	ビルメンテナンス業		6
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業		2.5
	98	卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業		3
	99	金融業、保険業又は不動産業		2.5
	94	その他の各種事業		3

別表 8

●第一種特別加入保険料率●

・当該事業に適用される労災保険率と同一の率です。

●第二種特別加入保険料率表●

令和 6 年 4 月 1 日改定
(単位:1/1,000)

事業又は作業 の種類の番号	事業又は作業の種類	第二種特別 加入保険料率
特 1	個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業	11
特 2	建設業の一人親方	17
特 3	漁船による自営業者	45
特 4	林業の一人親方	52
特 5	医薬品の配置販売業者	6
特 6	再生資源取扱業者	14
特 7	船員法第一条に規定する船員が行う事業	48
特 8	柔道整復師	3
特 9	創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者	3
特 10	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師	3
特 11	歯科技工士	3
特 12	特定フリーランス事業	(6.11.1 ~) 3
特 13	指定農業機械作業従事者	3
特 14	職場適応訓練受講者	3
特 15	金属等の加工、洋食器加工作業	14
特 16	履物等の加工の作業	5
特 17	陶磁器製造の作業	17
特 18	動力機械による作業	3
特 19	仏壇、食器の加工の作業	18
特 20	事業主団体等委託訓練従事者	3
特 21	特定農作業従事者	9
特 22	労働組合等常勤役員	3
特 23	介護作業従事者及び家事支援従事者	5
特 24	芸能関係作業従事者	3
特 25	アニメーション制作作業従事者	3
特 26	情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	3

●第三種特別加入保険料率表●

(単位:1/1,000)

対 象	第三種特別加 入保険料率
海外で行われる事業に派遣される労働者等	3

● 雇 用 保 険 率 表 ●

令和 7 年度

事業の種類		保険率	内 訳	
			被保険者負担率	事業主負担率
一般の事業		14.5 / 1000	5.5 / 1000	9 / 1000
農林水産の事業	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業（園芸サービスの事業を除く）	16.5 / 1000	6.5 / 1000	10 / 1000
	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業（牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く。）			
清酒製造の事業				
建設の事業	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業	17.5 / 1000	6.5 / 1000	11 / 1000

（注）雇用保険被保険者からの雇用保険料の控除方法について

雇用保険の被保険者が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の賃金総額（総支給額）に被保険者負担分雇用保険料率を乗じて算定し、算定の結果、1 円未満の端数が生じたときは、その端数の取扱いは以下のとおりとなります。

- ① 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合
被保険者負担分の端数が 50 銭以下の場合は切り捨て、50 銭 1 厘以上の場合は切り上げとなります。
- ② 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が 50 銭未満の場合は切り捨て、50 銭以上の場合は切り上げとなります。
- ③ 慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

